

袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会

1 開催日時 令和4年7月22日（金） 午後1時30分から

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター2階会議室

3 出席委員

会 長	松田 晴夫	副会長	森岡 かおり
委 員	山口 浩	委 員	和田 玲子
委 員	影山 二三子	委 員	切替 康夫

（欠席委員） 大久保 努 松岡 幸子

4 出席職員

都市建設部 部長	佐藤 英利	都市建設部 次長	大野 博之
下水対策課 課長	徳田 恵子	下水対策課 副参事 (施設班長)	渡部 肇
下水対策課 副参事 (業務班長)	塩谷 晃雄	下水対策課 副課長 (計画建設班長)	菊地 国文
下水対策課 経理班長	長谷川 雅史	下水対策課 副主査	佐久間 彩香

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5 人
傍聴人数	1 人

6 議 題

- (1) 汚水適正処理構想の見直しについて
- (2) 社会資本総合整備計画事後評価（H28～R2）について
- (3) 下水道事業経営の健全化について
- (4) 令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算（案）について

7 議 事 別紙会議録のとおり

● 議事録署名人の選出

松田会長が和田委員と影山委員を指名する。

議題（１）汚水適正処理構想の見直しについて（事務局より説明）

【全員承認】

質問事項等

山口委員

長期目標の令和３１年度と中期目標の令和１６年度で、袖ヶ浦駅海側区画整理の西側（以下、駅西側地区）と東側の奈良輪小学校周辺地区（以下、奈良輪既存集落地区）が公共下水道計画の拡張エリアになっています。おそらく全体としてはまちづくりの方の話になるかと思いますが、先ほどの説明で新たな開発など動きがあった際に、公共下水道で受けられる状況にしておく為とありました。駅西側地区は、新規開発に対応するためということ、また、奈良輪既存集落地区は、既存の集落等があり、今後、生活環境の保全が必要であろうということ、それぞれの地区で公共下水道の計画区域に取り込んだ趣旨が違うのではないかと思います。駅西側地区の新規開発の動向は、市の中で他の上位計画や関連計画の中で何か位置づけられているものはありますか。

事務局（徳田課長）

今現在、駅西側地区について確定したものはございません。

山口委員

駅西側地区は、最近の動向なり政策として土地利用の話が出てきていて、それは地権者自ら土地利用を行うものなのか、民間の開発誘導によるものなのかわかりませんが、今後の土地利用の実現策、整備手法がまだ決まっていないということですか。そういう動きがあったときに公共下水道として受けるべき区域だということですかね。

まちづくりプランや構想というのは、まだ今のところ具体的なものはないということですか。

事務局（徳田課長）

そのとおりです。

山口委員

この拡張エリアを示した計画図については、初めて外に公表されるのですか。

事務局（徳田課長）

先ほど回答したとおり、まだ開発等が確定しておりませんので計画図だけ見ると、将来は市街化に確定されたものと誤解が生じやすいのですが、山口委員がおっしゃるとおり、将来的に下水道の可能性があるとところを区域に取り込み、処理していくうえで、処理場の規模や汚水処理量の計算が必要になってきます。

この計画図が公表されるのは、今回が初めてになります。

山口委員

縦覧により広く公表されると、いろいろな見方が出てくるだろうと思いますし、意見なり、質問が出てくると思いますので、その際は公共下水道の計画区域とした経緯や趣旨などを上手く説明していただきたい。

都市計画や農振計画がどうなっているかという話もあるが、具体的な計画はない中で、周辺では金田地区や袖ヶ浦海側の区画整理が行われ、いろいろな開発による土地利用があり、これからもそういう土地利用が想定される中で、このエリアを公共下水道の計画区域に追加したということで、このことが即、市街化されるというような誤解を招かないように説明なり資料の書き方を工夫していただければと思います。

山口委員

将来人口はこの計画区域を加算して7万人になるということですか。

事務局（徳田課長）

そのとおりです。

事務局（佐藤部長）

補足ですが、駅西側地区については、都市計画の方では、令和2年度より都市計画のマスタープランを策定しておりまして、その中で、新たな駅周辺地域としての可能性があるということで位置づけをしているところですが、市として何かするというものではないです。

市としても地権者や地域からやりたいという声がある場合には、協力してまちづくりを進めていく地域に位置づけております。

現在のところ、具体的にどういう風な事になるというところまで進んでいませんが、今は地権者の方とその準備を行っているという背景があります。

全く計画が立たないものでなく、今後、計画は立つだろうということで、今回、下水道の区域に入れていこうということになります。

松田会長

今現在、ここは農業振興区域から除外されたままですか。

事務局（佐藤部長）

農業振興区域から除外しておりません。

松田会長

過去に組合施行で区画整理が計画されたときに、除外したままになっているわけではないですか。

事務局（佐藤部長）

除外してあったのは、今の区画整理が終わった区域です。

松田会長

ということは、なおさら土地利用について、この計画図がひとり歩きすると、農林水産省側にしてみれば、突然の話になるので、丁寧に対応した方がよいと思います。

山口委員

袖ヶ浦市の都市計画マスタープランでは、駅西側地区は市街化調整区域で「活力創出に資する土地利用の検討」と示されており、逆に奈良輪既存集落地区の方は「集落地」という位置づけとなっておりますので、おそらく区域の性質が違うものと思います。

駅西側地区は土地利用を検討する地区として、市民の方々の意見を聞いて都市計画マスタープランが作成され、位置付けられたもので、今回の公共下水道の計画区域の拡張はそれとの整合は保たれています。

あとは、この時期に計画図に入れたということは、数年間の間に動きが出てくるからということ想定してだと思う。何もなければ次の構想でも良いのではないかというタイミングでもあったと思う。今回の構想に入れるということは、これから数年くらいでそういう動きが具体的に出てくるのではないかというところや、地権者の皆様のご意向もいろいろあると思うので、都市計画部門や農林部門に配慮しながら進めていただきたい。これから全県域污水適正処理構想の段階になってくると県との調整が非常に出てくると思いますので、県からもいろいろお話があると思いますが、多方面に気を配りながら対応して頂けたらと思います。

山口委員

下水道の概成ということで、令和6年度の目標でそこまでに様々な下水道の手法で概成を進めるというのがある一方で、今回さらに公共下水道区域の拡大、拡張していくことになるが、概成という概念と、これから新たに着手していくということで、新たに着手していくと更にそこは未整備になっていくわけですが、その関係というのがよくわからない。令和6年度で概成と国の方から示されていて、市もそれぞれ役割分担があって、一応、目標として整備を完了していこうという中で、今回の区域拡大は、特に県と国との調整の中では問題にはならないですか。

事務局（菊地副課長）

県との調整においては、市の意向を取り込んでもらい進めています。概成ということで令和6年までには、今回見込んでいる中でほとんど完了している区域と、

平成30年に詳細設計で見直した内容が組み込まれた中で、令和6年までには、ほぼ概成をしているかたちになります。

今後、計画した令和16年、31年については、市の下水道計画としての意向が反映されておりますので、段階において見直しを図ることで概成というところに近づいているというようなスケジュール感を持っております。

山口委員

縦覧資料の中の3ページの本構想の変更点では、説明のあった概要版資料にある中期の駅西側地区や長期の奈良輪既存集落地区などの具体的な地区内容が記載されていません。縦覧資料にも、具体的な変更点の内容を入れた方がわかりやすいのではないのでしょうか。

事務局（菊地副課長）

縦覧資料の方において、先ほど説明した内容が組み込まれておりません。

細かい内容を説明しやすいように概要版として載せさせていただきましたが、今後、質問が出たときにおいて説明ができればと考えていた次第です。

山口委員

縦覧資料の後ろにある計画図で区域の拡張がリアルに示されているのを見て、内容はと思い、3ページに戻ると「地域の実情に応じて施設の有効活用、施設の統合等についての取り組み方針を定める」としか書いてないので、あれっと思うてしまう。

図に合わせて説明内容も概要版のようにまとめた方がわかりやすいのではないのでしょうか。

事務局（徳田課長）

ご意見をいただきましたので、縦覧の方には、追加をさせていただきます。

松田会長

確定的でなくても、このようなことを検討していますなど、少し出した方がよいのでしょうか。

山口委員

概要版の3ページで駅西側地区について「袖ヶ浦駅西側地区の土地利用を想定した区域」とかなり抽象的な表現になっていますので、先ほど話したようにいろいろなアクションはあると思いますが、追記していただいた方がよいのかなと思います。

事務局（徳田課長）

そのようにさせていただきます。

松田会長

都市計画の件、農業振興地域の件などがあり、他よりも先に公表されるような格好で確定的な部分を出しづらい面もあると思いますが、山口委員が言われたような見せ方をされた方がよいのではないかと思います。

松田会長

縦覧資料の３ページ目、滝のロファミリータウン地区については、引き続きコミュニティプラントを使っていくという表現ですが、公共下水道の計画区域から外れるという意味でよいでしょうか。

事務局（徳田課長）

そのとおりです。

滝のロファミリータウンのコミュニティプラントの件ですが、地元の地区懇談会などで汚水処理の方法についてお話をいただいたこともあります。

平成２７年度の時には、構想の中で検討するとした経緯もありますので、地元の方にはそこを踏まえて丁寧な説明をしていきたいと思っています。

松田会長

過去にコミュニティプラントで処理していた地区を農業集落排水へ繋いだところがあったと思いますが、滝のロファミリータウンの場合、説明にあったようにルート上に耐震化が必要な橋梁への添架が必要など施工経費の問題もあるので地元のご理解も得られると思います。

議題（２）社会資本総合整備計画事後評価（Ｈ２８～Ｒ２）について

【全員承認】

質問事項等

なし。

議題（３）下水道事業経営の健全化について

【報告案件】

質問事項等

山口委員

1点目、広域化というのは難しいところもあると思いますが、公共下水道と農業集落排水の共同化を推進することによって支出の抑制を図っていくというような具体的な考えなり、構想があるのかお聞きしたい。2点目として、水道事業との連携の中で支出の抑制、経費削減といった手法があるのでしょうか。

事務局（徳田課長）

まず1点目の共同化についてですが、汚泥処理の共同化ということで市原市、または県内の汚泥処理の施設で一緒に共同処理を検討しないかというような話や調査が県の方からきております。

ただし、本市の場合は、近くに処理する施設がございますので、市外の施設へ運搬して処理するとなると運搬費用がかかってしまうため、共同化した場合のコストが上がってしまうという結果が出ています。

また、市域を超えて広域化となると、排水方法も自然流下であったり、圧送したりしているところもありますので、コスト面ではかなり課題があるかなと思っています。

共同、広域化については、それ以外に何かできることはないかと、今後も探っていく状況でございます。

2点目の水道事業との連携による徴収や経費の抑制ですが、4市（君津地域の水道）の水道が令和元年度に統合広域化されております。

それまでも徴収に関しては、市水道局に委託をしている状態でした。

統合広域化された後もかずさ水道の方に徴収を委託している状況で、そこにかかる経費は、かなり高いものになっています。

下水の排水量は、水道メーターを使って検針した水量で計算しているため、そのメーターの交換費用や人件費、検針して料金を算定するシステム費用などです。かずさ水道の方もこれらの作業を業者の方に全て委託している状況です。

これを仮に下水道事業だけで単独でやろうとすると、別発注するということになりますので、費用としては今以上にかかるものと想定しております。

そういった中で、少しでも経費の抑制をできないかということで、委託費の算定の方式について、昨年から疑問に思うようなところは、かずさ水道に投げかけて再検討をお願いしていますが、それで何千万も下がるということはありません。それ以外は、今のところ、これといった方策がないのが現状です。

山口委員

水道は広域化されているが、下水道は各市単独で運営しており、合わせづらいところもあると思いますが、他に何か経費削減の取り組みがあれば検討していただけたらと思います。

また、制度的には難しいのですが、過去の借入に係る金利負担を減らせれば、その辺りはかなり効果があると思います。昔の借入は利子が高いため、繰り上げ償還や借り換えをできれば一番いいと思いますが、国の制度ということもあ

り難しいと思いますが、研究なり協議をしてもらえればと思います。

事務局（徳田課長）

確かに、国に一括して現金で返し、民間の銀行から低い利率で借りるという方策もありますが、国へ一括で返す資金がない状態です。３年度決算でも公共下水道会計で６千万ぐらいしか手元にキャッシュがない状態です。一括で返すことがなかなかできない状態です。

山口委員

使用料収入は毎月あると思うので、その入ってくる使用料を過去の借金の返済に充てていく。普通、会社だったらそのようにするのですが、そのような柔軟な制度になっていけばよいのですが、現金がないわけではなく入ってきているのでしょうから。

事務局（徳田課長）

現金は、入ってきて最終的に決算で６千万の現金が手元にある状況で、毎月赤字にならないように運営をしているのが現状です。

とは言え、何もしない訳にもいけないので、協力をしていきながら少しでも良い方法はないか探っていきたいと思います。

森岡副会長

６ページの参考の現行料金ですが、一般家庭における一カ月の使用料金ですが、袖ヶ浦の世帯で一番よく使われているのが、基本料金の下にある区分１というのが一番多いのでしょうか。

事務局（塩谷副参事）

一般家庭ですと、二カ月で４０～５０ｍ^３くらいが多いです。

松田会長

お願いですが、今回に限らず、これまでの会議の中で下水道事業会計の予算や決算、経営状況の説明を受けてきました。

その中で収入が不足していることから、一般会計から多額の繰入金に頼っての経営であること、今後人口の減少、節水機器の普及により収入の増加が見込めないということ。

支出については、事業開始から年数も経過しており、施設の老朽化に伴う改修や、維持管理費が増えてくなど、厳しい経営状況が続くということでした。

市の将来の財政状況を考えまして、受益者負担の原則、独立採算制の原則に基づいて下水道料金の改定を進めることが必要なことであり、また本審議会においても下水道事業の運営については、健全化に努めていくことが第一であることを認識しているところです。そういった観点から委員の皆様からも色々な意見を頂

いてきました。

しかし、昨今の経済情勢を考えますと、3年前に房総半島南部を襲った台風被害、3年にわたるコロナ禍での生活混乱、経済疲弊、ここに来てロシア、ウクライナ情勢により原油価格高騰とその煽りを受け、食料品や日用品が値上がりしている状況です。さらに円安が進んでおり、日本の経済が二重苦、三重苦となっているわけで、袖ケ浦市民の家計を圧迫しているのが現実と考えられます。

経営の健全化に向けた取り組みということで、資料では対策案もいくつか示されていますけど、下水道使用料金は水道料金と同様に非常に生活に直接にかかわることであり逃げ場がない。食料品は、場合によっては他の物に代替えができると思いますが、水道料金や下水道料金は、ガスや電気と同じく逃げ場がないです。

このような経済状況の中、袖ケ浦市民の方々も様々な状況の中で生活していると思います。こういった観点から経営の健全化だけを見るのではなく、市民目線で料金改定の時期といったもの、今やるべきであるのかということを含め、市長さんをはじめ、上層部の方々を含めて、もう一度、検討を願えればと思います。

事務局（徳田課長）

会長からご意見いただきました。企業会計になって以降、経営が厳しい状況というのは委員の皆様からのご理解をいただいていたところでは。

私共も、経営が少しでも改善するよう様々な検討をしてきましたが、ご理解をいただきながら料金改定も視野に入れながら事業運営をしてきたところです。

会長からもお話をいただきましたが、市民の皆様の負担が増加しているというのは、かなり近い方からもお声をいただいているのが現状です。ご意見をいただいたことを真摯に受け止めながら、時期を検討してまいりたいと考えております。

議題（3）令和4年度袖ケ浦市下水道事業会計補正予算（案）について

【全員承認】

質問事項等

山口委員

2ページ目の公共下水道について、企業債の建設改良債で22,200千円減額補正されていますが、理由としては協議が整わなかったということで、その工事は今後どうされる予定なのでしょうか。今回、減額しているが、この後、改めて予算計上されるのか、それによって不利益を被る方、地域があるのか確認させていただきたい。

事務局（渡部副参事）

事業の進捗や先行して行いたい工事もありますので、次年度以降に予算計上す

る予定です。

その内容としては、今後、処理場の増設を考えておりまして、その処理容量などを、今年度に検討するつもりだったのですが、今年度実施いたします処理場の耐震診断がありまして、当初は1系列の発注で考えておりましたが、現状、処理場は2系列あり、同時に診断を行うことにより費用が安くなることから、先行したことにより次年度に先送りしたことになります。

事務局（徳田課長）

今の耐震診断の件、処理場の汚水処理槽が2系列あり、そちらの耐震診断を渡部からお話させていただきました。こちらの企業債の減額分ですが、現状の2系列の他に3系列目を増設するにあたって、汚水処理水量がどのくらいなのか設計をする予定でした。

それに先立ち、今年度当初、耐震診断を1系列分だけの予定でしたが、2系列分と一緒に耐震診断を行いまして、結果を踏まえて3系列目をどうしていくか、委託をかけていきます。

令和4年度中に2系列分の耐震診断を行いますので、その結果が出てきた後、5年度に3系列目をどうするのか検討の委託をかけていく予定です。

事業を先延ばしするというよりは、2系列分の耐震診断を先に行った方が経費的にも安く済むということで2系列一緒に委託をかけております。

また、3系列目の検討を次年度に送ったことから、利用者に影響があるということとはございません。

山口委員

内容的には3系列目の実施設計ですか。

事務局（渡部副参事）

実施設計ではございません。3系列目の容量を出すものです。

耐震診断を行いまして、対策によっては、現在の1系列、2系列の処理能力が少なくなりますので、そちらを先に出しまして、3系列目の必要な処理量を出す委託になります。

事務局（徳田課長）

その委託が済んだ後、実際に増設した方がよいのか、今の1系列2系列の改修で済むのか、改修するにしても1系列2系列は、毎日フル稼働していますので、どちらかを止めることはできませんので、その場合どうしたらよいのかということも踏まえて、3系列目を建設、稼働させた状態で、1系列を止めるのか2系列を止めて耐震補強していくのか検討が必要になっていきます。

来年度はその点をどうするのか、3系列目の容量をどうするのか、そういった検証をするための委託になります。

実際に増設するための詳細設計はもう一つ先になります。

山口委員

今回、先送りすることによって、今年度中に何か耐震上、不測の事態が起きてしまうことはないということでしょうか。

事務局（徳田課長）

そのようなことはございません。

山口委員

1系列、2系列で運用できているので、今すぐに3系列目を造らなければならないという状況ではないということでしょうか。

事務局（徳田課長）

今すぐに3系列目を造らなければならない状況ではないですが、耐震診断をして、その結果、耐震強度が弱い、補強しなければならないという結果が出た場合は、3系列目の増設を早急に検討する必要がある、かなりタイトなスケジュールで検討に入っていくことになると思います。

その他連絡事項

事務局（塩谷副参事）

本日の資料の中に袖ヶ浦市下水道事業の業務状況ということで令和3年度下半期分がございます。こちらは、昨年度下半期、半年分の業務状況の報告になります。前回の審議会で昨年度の決算につきましてはすでにご報告させていただいておりますので、この資料の詳細につきましては、省略させていただきたいと思いますので後ほどご覧いただければ幸いです。

污水適正処理構想の見直しについて

1. 污水適正処理構想の概要

「市町村污水適正処理構想」は、当該市町村における今後の污水处理の基本方針を決定し、污水处理施設の整備手法を定める構想であります。

污水处理施設の整備は、各種污水处理施設整備事業を所管する3省間（国土交通省・環境省・農林水産省）で調整された考え方に基づき、千葉県と関連する県内市町村とが連携して「全県域污水適正処理構想」を策定し、各種事業を推進しております。

今後の污水处理は、污水处理施設未整備区域の早期解消と共に、整備済みの污水处理施設の老朽化に伴う改築・更新対策が重要な課題となります。

そこで、より効率的な污水处理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、構想の見直しを行います。

見直しにあたっては、令和4年3月に県が策定した「全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」により各市町村が構想（案）を策定し、取りまとめ後、「全県域污水適正処理構想」を改訂する予定としております。

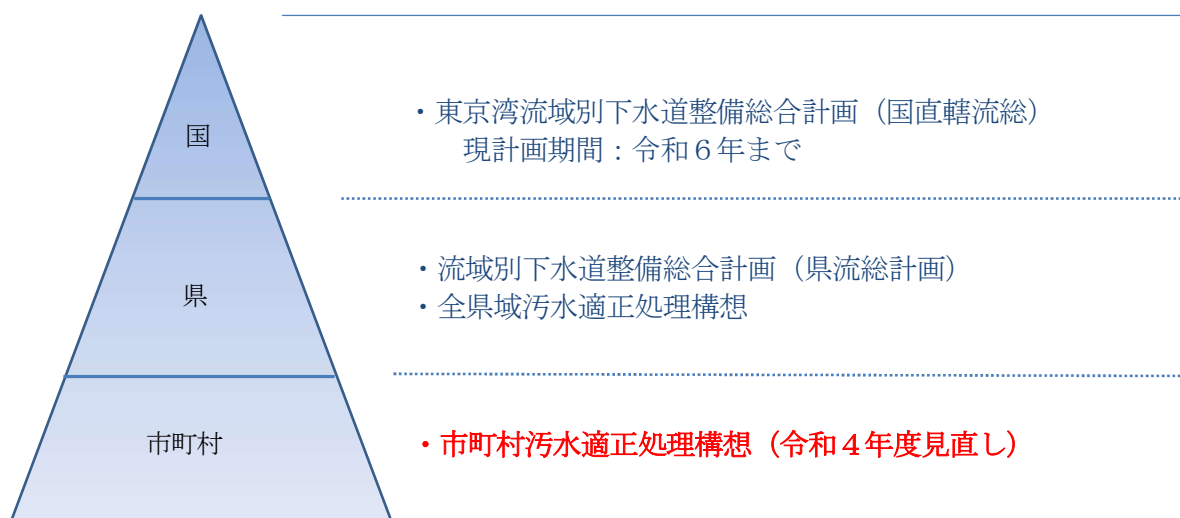


図. 污水適正処理構想の位置づけ

2. 県のマニュアルにおける主な事項

(1) 長期的な運営管理

目標年次を見直し、短期（目標年次令和6年度）での早期概成と共に、中期（目標年次令和16年度）及び長期（目標年次令和31年度）での持続的な污水处理システムの構築を目指します。

	現構想	今回構想見直し
基準年	平成26年度（2014年）	令和2年度（2020年）
目標年次	中期：平成36年度（2024年）	短期：令和6年度（2024年）
	長期：平成46年度（2034年）	中期：令和16年度（2034年）
		長期：令和31年度（2049年）

(2) 効率的な運営管理

前回のマニュアルを踏襲しつつ、広域化・共同化等を踏まえた効率的な污水处理システムの構築を位置付けるため、県と県が定めるブロック単位の市町村にて協議を重ね調整している。

(3) 整備手法判定に用いる費用関数の見直し

「全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル（H27年3月）」に示されている費用関数について、建設工事費デフレーター（H27年度基準）を用いて令和2年度価格（暫定値）に補正する。

3. 見直し結果の活用

今回の見直しにおいては、現行の污水適正処理構想が策定された平成27年度以降に構想された新たな大規模開発等の計画、今後、下水道区域への編入を予定する区域、区域外流入を許可している区域などを考慮したものとする。

また、見直し結果については、全県域污水適正処理構想及び県の流域別下水道整備総合計画（県流総計画）へ反映させ、今後は、原則として県流総計画に位置付けられた計画により、下水道法に基づく事業計画を定め、整備を推進することになります。

4. 污水適正処理構想見直しのスケジュール

令和3年12月：県による見直し作業の説明会

令和4年 3月：「全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」の策定

7月：污水適正処理構想（案）の作成

庁内会議、下水道事業運営審議会への付議

8月：議会全員協議会への説明

污水適正処理構想（案）の縦覧

9月：污水適正処理構想の策定

県との事前協議

10月：県による市町村污水適正処理構想の取りまとめ

令和5年 1月：県による全県域污水適正処理構想（案）の作成

袖ヶ浦市污水適正処理構想の見直し（案）

本市では、地形や居住者の状況などの地域特性を考慮した整備手法を選択し、「全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」に基づき污水適正処理構想の見直しをする。

1. 袖ヶ浦市における整備手法

- ・公共下水道（集合処理）
- ・集落排水事業（集合処理）
- ・大型自家処理施設（個別処理）
- ・合併浄化槽（個別処理）

2. 見直しの概要

- (1) 公共下水道区域は、目標年次の段階的に区域を設定する。
 - ・短期（令和6年度）：平成30年度に市街化区域へ編入した坂戸市場出津地区と区域外流入許可した区域を設定する。
 - ・中期（令和16年度）：袖ヶ浦駅西側地区の土地利用を想定した区域を設定する。
 - ・長期（令和31年度）：奈良輪旧市街地の公共下水道幹線周辺の整備を想定し区域を設定する。
- (2) 滝のロファミリータウンについては、平成30年度に検討した結果、公共下水道への接続ルートに耐震化が予定される橋梁への添架が必要であることや経済比較から、コミュニティープラントによる個別処理区域と設定する。
- (3) 集落排水区域は、現2地区（袖ヶ浦東部地区、平岡地区）の完了をもって整備完了とする。

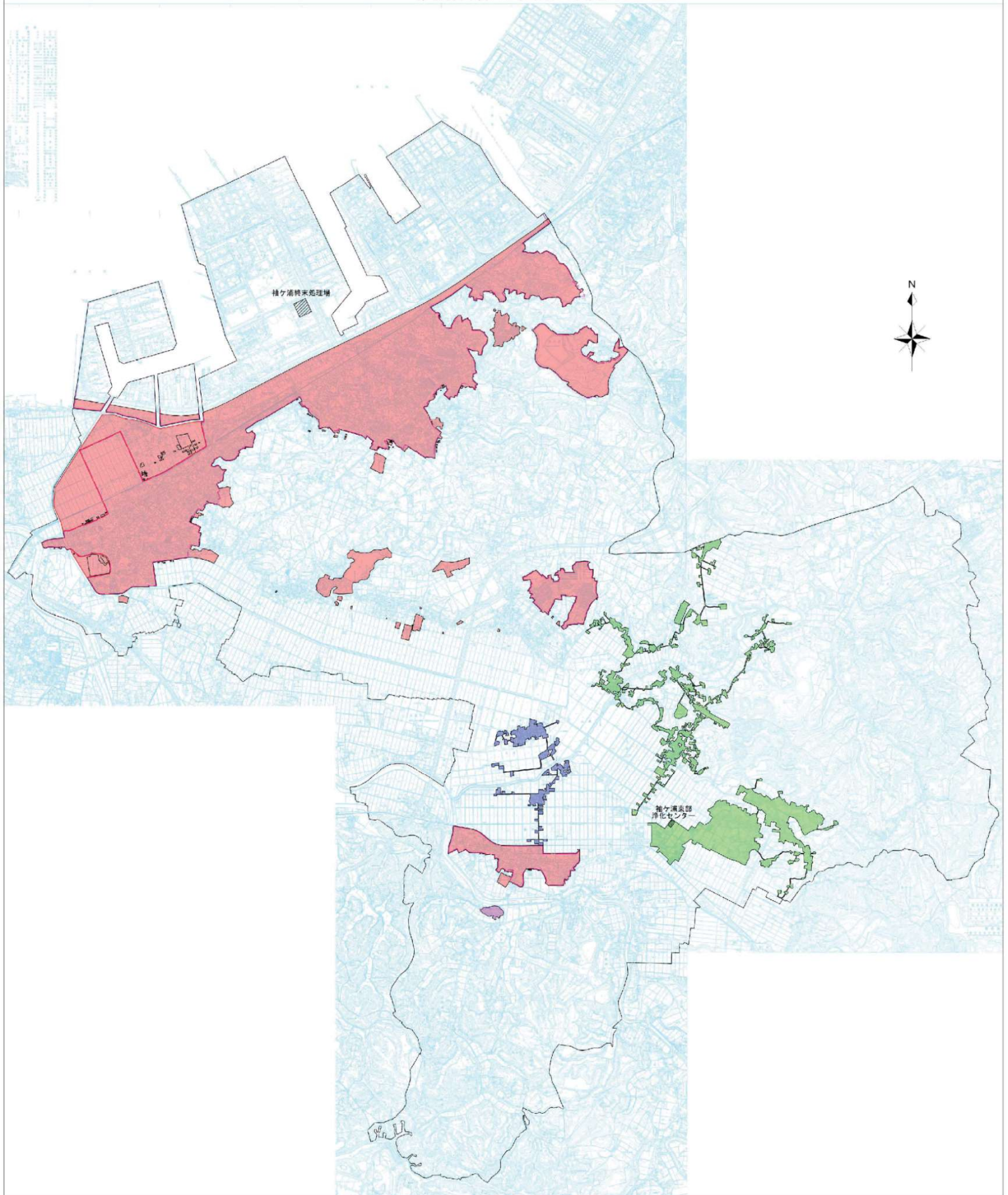
表 1. 整備手法別見直し（案）

	今回構想見直し(案)【長期目標: 令和31年度】			
整備手法	地区名	面積 (ha)	人口 (人)	備考
公共下水道 (集合処理)	公共下水道区域	1,275.1	54,000	
	(松川地区)	(28)	(570)	数値は公下の内数
	公下計	1,275	54,000	
農業集落 排水 (集合処理)	袖ヶ浦東部地区	98	2,700	
	平岡地区	72		
	集排計	170	2,700	
大型自家処理 施設 (個別処理)	滝の口地区	4	140	公共下水道接続予定からコミュニティープラント存続に変更
大型自家処理 施設 合併浄化槽 (個別処理)	合併浄化槽(個人)	6,441.9	13,160	
	大規模施設等	125		東京都千葉福祉園・長浦ワークホーム・袖ヶ浦福祉センター・ひかりの学園・のびろ学園・県立榎の実特別支援学校・ドイツ村・ふれあい動物園
	京葉工業地帯	1,160		工業専用地域 (R3.11.08通知: 1ha減)
	霊園・ゴルフ場等	316		市営墓地公園・和みの丘霊園・袖ヶ浦霊園・東京湾スプリングカントリー倶楽部・カリアヒルズカントリークラブ・木更津ゴルフクラブ
	浄化槽計	8,042.9	13,160	
	合計	9,492.0	70,000	

※今回設定した下水道計画人口は、今後、予定している袖ヶ浦終末処理場の維持改築及び高度処理化をしていく上で基準となる計画人口であり、市人口ビジョンとは趣旨が異なるものである。

市町村構想図(運営管理計画図) S=1/25,000
(長期目標:令和31年度)

※資料図面縮尺は任意です。



凡 例		
集合処理区域	公共下水道で整備、公共下水道で処理(既整備)	
	公共下水道で整備、公共下水道で処理(計画)	
	農業集落排水で整備し、農業集落排水で処理	
	農業集落排水で整備し、公共下水道で処理	
	コミュニティプラントで整備し、コミュニティプラントで処理	
個別処理区域	上記以外	
行政区域界		

事業名	袖ヶ浦市 汚水適正処理構想	図面番号	1 1
市町村構想図(運営管理計画図) (長期目標:令和31年度)		縮 尺	1/25,000
事業主	袖ヶ浦市	設 計	令和 年 月

袖ヶ浦市污水適正処理構想見直し（案）

令和 4 年 8 月

袖ヶ浦市 都市建設部 下水対策課

第1章 総論	1
1-1. 構想の目的	1
1-2. 構想策定の主旨	1
1-3. 今回構想のポイント	2
第2章 策定方針・資料の収集と状況整理	3
2-1. 策定方針	3
2-2. 資料の収集と状況整理	4
2-2-1. 污水处理施設の整備の現況	4
2-2-2. 関連計画の策定状況	6
2-2-3. 人口、世帯数の現況	14
2-2-4. 水環境の現況等	17
2-2-5. 土地利用の現況と	19
2-2-6. 地理的、地形的特性	23
2-3. フレーム値等の予測	24
2-3-1. 将来行政人口	24
2-3-2. 世帯構成人員、および将来世帯数	26
2-3-3. 計画汚水量原単位	28
第3章 整備手法別見直し案【目標年次 長期:令和31年度】	32

第1章 総論

1-1. 構想の目的

本構想は、平成 27 年度に策定した「袖ヶ浦市污水適正処理構想」について、令和 4 年 3 月に改訂された「全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」（以下、千葉県マニュアルと称す）に基づく見直しを行い、千葉県が策定する「全県域污水適正処理構想」（以下、千葉県構想と称す）へ反映することを目的とする。

1-2. 構想策定の主旨

袖ヶ浦市では、効率的な污水处理施設整備を推進するため、平成 27 年度に『袖ヶ浦市污水適正処理構想』（以下、袖ヶ浦市構想とする）を策定したところであるが、公共下水道の全体計画で位置付けられている未整備区域を早期に解消すると共に、整備済みの污水处理施設の老朽化に伴う改築更新が近年の課題となっている。

そこで、より効率的な污水处理施設の整備と運営管理を計画的に実施することを目的とし、今回、袖ヶ浦市構想の見直しを行うものである。

なお、今回策定する袖ヶ浦市構想は、千葉県が主体となって取りまとめる『千葉県全県域污水適正処理構想』（以下、千葉県構想とする）に反映される。

前回構想時の整備計画

(1) 中期目標（平成 36 年度）

中期目標については、前章までの検討に基づき、以下の事業を実施する。

なお、公共下水道の終末処理場（袖ヶ浦終末処理場）については、東京湾流域下水道整備総合計画に従い高度処理化を推進する。

表 1-1 中期目標（平成 36 年度）の事業実施内容

整備手法	地区名等	内容	整備面積 (ha)
公共下水道 事業	袖ヶ浦駅海側特定 土地区画整理	・ 袖ヶ浦駅海側特定土地区画整理事業地の整備を実施する。	25.8
	椎の森工業団地 (第 2 期)	・ 椎の森工業団地(第 2 期)の整備を実施する。	52.0
	滝の口地区	・ 現在、コミュニティプラントで污水处理を実施している『滝の口ファミリータウン』を公共下水道に接続する。	4.2
農業集落 排水事業	平岡地区	・ 平岡地区の残整備区域 5.0ha を整備する。 ・ 現在、コミュニティプラントで污水处理を実施している『もみの木台団地』 5.0ha を平岡地区に接続する。	10.0

(2) 長期目標（平成 46 年度）

平成 46 年度に向けては、老朽管および処理場の改築を推進する。

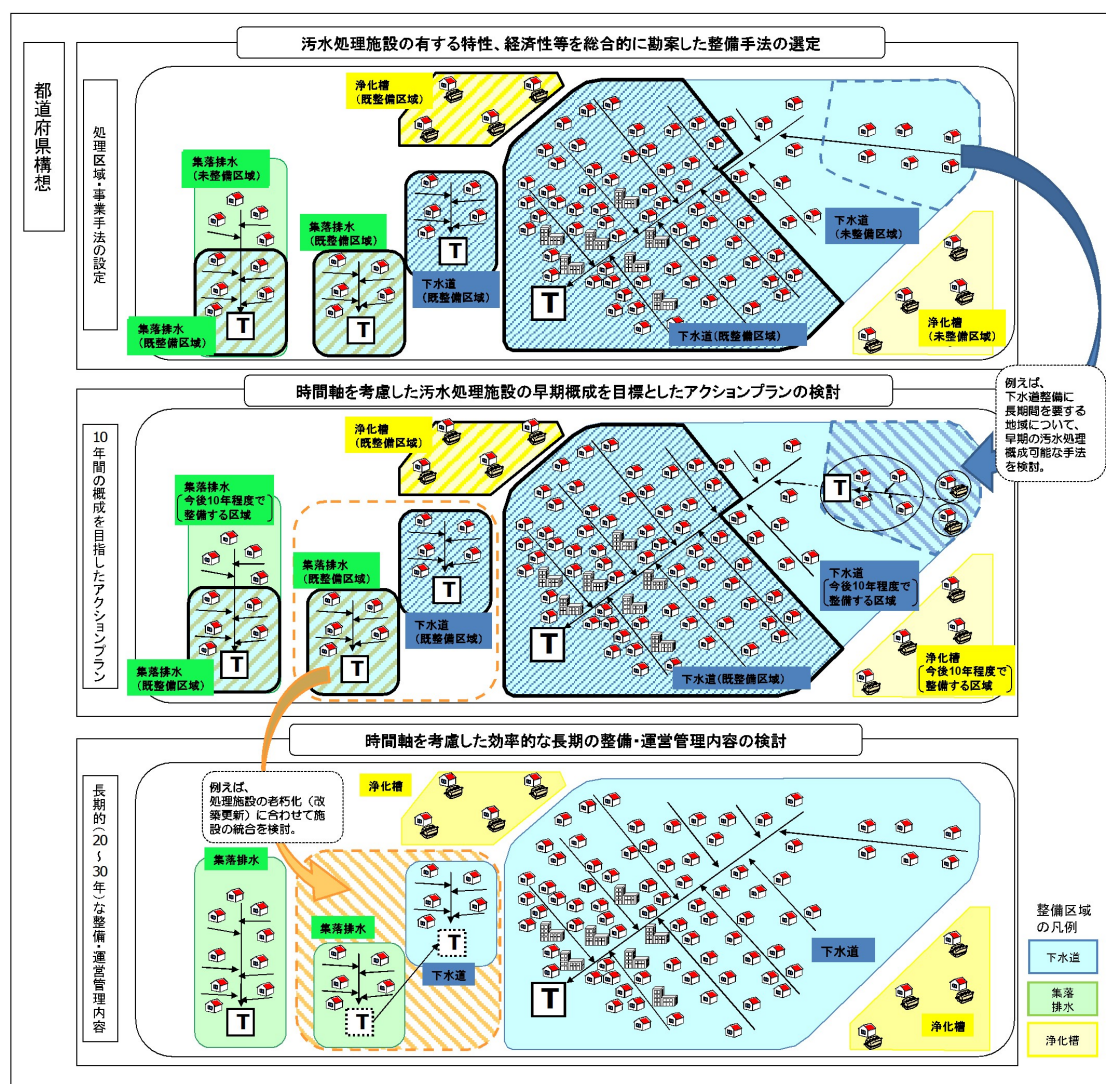
1-3. 今回構想のポイント

袖ヶ浦市構想の見直しにあたっては、令和4年3月に千葉県が策定した『全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル』（以下、千葉県マニュアルとする）を基に検討を行う。千葉県マニュアルにおける主なポイントを以下に示す。

<千葉県マニュアルのポイント>

- ①目標年次を見直し、短期（目標年次：令和6年）で污水处理施設の早期概成を目指すと共に、中期（目標年次：令和16年）及び長期（目標年次：令和31年）では持続的な污水处理システムの構築を目指す。
- ②前回のマニュアルを踏襲しつつ、広域化・共同化等を踏まえた効率的な污水处理システムの構築を目指す。（広域化・共同化計画の市町村メニューおよび施設の統廃合を位置づけ）
- ③既存の市町村マニュアルにおける費用関数をベースに、デフレータ補正を行う形で整備手法判定に用いる費用関数を見直す。

※千葉県マニュアルは、污水处理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携して策定した『持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月』を参考として作成されている。



出典：千葉県マニュアル p. 1-2

図 1-1 時間軸を考慮した污水处理施設整備・運営管理手法の概念

第2章 策定方針・資料の収集と状況整理

2-1. 策定方針

(1) 長期的な運営管理

『全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル(R4.3 千葉県)』(以下、千葉県マニュアルとする)に準じ、本構想における目標年次は以下のとおりとする。

➤ 基準年	令和2年度末
➤ 短期(未普及地域の概成)	令和6年度
➤ 中期(施設の改築・更新等)	令和16年度
➤ 長期(施設の改築・更新等)	令和31年度

(2) 対策方針

千葉県マニュアルに準じ、本構想では『早期の污水处理施設の概成』と『施設の効率的な改築・更新及び運営管理』に関する計画策定方針を以下のとおり設定する。

<短期目標：早期の污水处理施設の概成>

污水处理施設整備については、経済比較を基本としつつ、早期に污水处理施設を概成させることを念頭に、地域特性や住民の意向、人口動向等を考慮し、将来の整備方針だけでなく、当面の污水处理施設整備の概成に向けた取り組みも含めて定める。

目標年度は令和6年度とする。

本構想の変更点

前回構想では、短期目標年次となる令和6年度において、コミュニティプラントの対象地区である滝のロファミリータウンを公共下水道へ統合する方針であった。

その後、平成30年度に接続管の概略設計を行い、小櫃川を横断する小坪橋への橋梁添架について道路管理者と協議した結果、橋の耐震対策が必要であるが当面の間は耐震対策を実施する予定がないこと及び経済比較から既存のコミュニティプラントを継続利用する方針へ変更する。

<中長期目標：施設の効率的な改築・更新及び運営管理>

施設の効率的な改築・更新及び運営管理については、地域の実情に応じて、施設の有効活用、施設の統合等についての取り組み方針を定める。

目標年度は、中期を令和16年度、長期を令和31年度とする。

2-2. 資料の収集と状況整理

構想の策定にあたり、基礎調査として以下の項目に関する資料の収集整理を行う。

- 污水处理施設の整備の現況
- 関連計画の策定状況
- 人口、世帯数の現況
- 水環境の現況等
- 土地利用の現況
- 地理的、地形的特性

2-2-1. 污水处理施設の整備の現況

＜集合処理＞

本市の污水処理事業（集合処理）は、単独公共下水道（1 処理区）、農業集落排水事業（2 地区）、コミュニティプラント（1 地区）からなる。

各事業の概要および污水处理施設の整備状況を以下の表に示す。

表 2-1 污水処理事業の概要、整備状況

		公共下水道 ^{※1} (単独)	農業集落排水事業 ^{※2}		コミュニティ プラント ^{※3}
処理区名		袖ヶ浦処理区	袖ヶ浦東部地区	平岡地区	滝の口ファミリータウン
管理主体		袖ヶ浦市	同左	同左	組合
事業実施時期	着手年度	昭和 49 年度	平成 5 年度	平成 18 年度	－
	完了年度	継続中	平成 10 年度	平成 27 年度	昭和 58 年度
事業計画面積 (ha)		1,063.0	98.0	72.0	4.2
整備面積 (ha)	R2 年度末	1,014.0 76.8(区域外) 28.0(松川)	98.0	67.0	4.2
	R2 年度末	44,043 ^{※4} 751(区域外) 659(松川)	1,362	2,235	238 ^{※5}
処理施設	施設名称	袖ヶ浦終末処理場	袖ヶ浦東部浄化センター		－
	供用開始年度	昭和 59 年度	平成 10 年度		昭和 58 年度
	処理能力 (m ³ /日)	全体計画	1,499		－
		現有能力	1,499		－
	処理方式	計画	D0 制御高度処理 連続流入間欠曝気方式		－
		現況	標準活性 汚泥法		長時間曝気方式に 接触曝気方式と急 速砂濾過機を付加

出典

※1：袖ヶ浦市公共下水道事業計画 変更協議申出書 平成 30 年度 p. 1-4, 1-6

※2：袖ヶ浦市下水道事業経営戦略 公共下水道事業・農業集落排水事業 令和 2 年 2 月 p. 3

※3：平成 30 年度 滝の口地区公共下水道接続検討委託 報告書 平成 31 年 2 月 p. 2-1, 5-59

※4：R2 年度末の資料が作成中だったことから、市へヒアリングした結果を採用している。

公共下水道区域内の整備人口：44,702 人(松川含む、区域外含まず)

公共下水道区域内の整備人口：44,702 人－松川地区の整備人口：659 人＝44,043 人(採用値)

※5：滝の口ファミリータウンの人口は、図上で確認した家屋数と行政人口（大字別世帯数及び人口表）を基に、平成 29 年度時点の区域内人口の比率を基に以下のとおり設定した。

①H29 時点：行政人口（滝の口）＝383 人 区域内人口＝262 人 → 区域内人口の比率＝68.41%

②R2 時点：行政人口（滝の口）＝348 人 区域内人口＝348 人×68.41%＝238 人

<個別処理>

令和 2 年度末における、市内の浄化槽設置基数を以下の表に示す。

表 2-2 浄化槽設置状況

種別	設置基数(基)
単独浄化槽	1,609
合併浄化槽	2,643
高度処理型合併浄化槽	608
合計	4,860

出典：07_浄化槽人口調査(R2)(市提供資料)

2-2-2. 関連計画の策定状況

関連計画として、以下に示す計画の概要を整理する。

- 東京湾流域別下水道整備総合計画
- 袖ヶ浦市公共下水道全体計画・事業計画
- 農業集落排水事業計画
- 生活排水処理基本計画・実施計画
- 汚水処理施設の改築・更新や長寿命化に関する計画等
- 前回の千葉県構想及び市町村構想

①東京湾流域別下水道整備総合計画

現行の『東京湾流域別下水道整備総合計画』は、平成 36（令和 6）年度を目標年度とし平成 21 年 8 月に策定されている。同計画において袖ヶ浦市公共下水道は以下のとおり設定されている。

表 2-3 東京湾流域別下水道整備総合計画における袖ヶ浦市公共下水道の概要

計画目標年度		平成 36 年度				
行政人口(人)		58,000				
下水道計画人口(人)		49,700				
汚水量原単位	区分		日平均	日最大	時間最大	備考
	家庭	生活	255	340	510	0.75:1.0:1.5
		営業	50	65	100	20%
		合計	305	405	610	
	地下水		70	70	70	15%
計画汚水量(m ³ /日)	区分		日平均	日最大	時間最大	備考
	家庭		15,160	20,130	30,320	
	地下水		3,480	3,480	3,480	
	工場		2,670	2,670	5,340	1.0:1.0:2.0
	その他		500	500	750	
	合計		21,810	26,780	39,890	
終末処理場	名称		袖ヶ浦終末処理場			
	能力		26,800			
	処理方式		嫌気無酸素好気法(凝集剤添加)+急速ろ過			

出典：東京湾流域別下水道整備総合計画 計画書 平成 21 年 8 月

【東京湾流域別下水道整備総合計画の変更点】

平成 25 年度に実施した処理方式の検討結果より、処理方式は「ステップ流入式多段硝化脱窒法(凝集剤添加)+急速ろ過法」へ変更した。

②袖ヶ浦市公共下水道全体計画・事業計画

袖ヶ浦市公共下水道全体計画は、平成 36（令和 6）年度を目標年度とし、平成 22 年度に策定されている。また、事業計画については、平成 35（令和 5）年度を目標年度とし、平成 30 年度に策定されている。以下に、全体計画、および事業計画の概要を示す。

表 2-4 袖ヶ浦公共下水道 全体計画の概要

計画目標年度	平成 36(令和 6) 年度				
下水道計画区域面積 (ha)	1,418.7(汚水)				
行政人口 (人)	58,000				
下水道計画人口 (人)	49,700				
汚水量原単位 (L/人/日)	区分		日平均	日最大	時間最大
	家庭	生活	255	340	510
		営業	50	65	100
		合計	305	405	610
	地下水		70	70	70
計画汚水量 (m ³ /日)	区分		日平均	日最大	時間最大
	家庭		15,160	20,130	30,320
	地下水		3,480	3,480	3,480
	工場		2,670	2,670	5,340
	その他		500	500	750
	合計		21,810	26,780	39,890
	備考		1.0:1.0:2.0		
終末処理場	名称		袖ヶ浦終末処理場		
	能力		26,800		
	処理方式		嫌気無酸素好気法(凝集剤添加)+急速ろ過※		

出典：袖ヶ浦市公共下水道事業全体計画 説明書 p.7 平成 23 年 3 月

【全体計画の変更点】

平成 25 年度に実施した処理方式の検討結果より、処理方式は「ステップ流入式多段硝化脱窒法(凝集剤添加)+急速ろ過法」へ変更した。

表 2-5 袖ヶ浦公共下水道 事業計画の概要

計画目標年度	平成 35(令和 5) 年度				
下水道計画区域面積 (ha)	1,063.0(汚水)				
行政人口 (人)	58,400				
下水道計画人口 (人)	43,040				
汚水量原単位 (L/人/日)	区分		日平均	日最大	時間最大
	家庭	生活	250	335	505
		営業	50	65	100
		合計	300	400	605
	地下水		60	60	60
計画汚水量 (m ³ /日)	区分		日平均	日最大	時間最大
	家庭		12,912	17,216	26,040
	地下水		2,582	2,582	2,582
	工場		1,450	1,450	2,900
	その他		0	0	0
	合計		16,944	21,248	31,522
	備考		1.0:1.0:2.0		
終末処理場	名称		袖ヶ浦終末処理場		
	能力		21,600		
	処理方式		標準活性汚泥法		

出典：袖ヶ浦市公共下水道事業計画 変更協議申出書 p.1-6 平成 30 年度

③農業集落排水事業計画

袖ヶ浦東部地区および平岡地区における農業集落排水事業計画の概要を以下に示す。設定値については、袖ヶ浦東部地区および平岡地区いずれにおいても事業が完了していることから、前回の污水構想の値を引用する。

また、市へのヒアリングにより、袖ヶ浦東部地区と平岡地区の2地区については、今後も地区を統合する計画はないことを確認した。

表 2-6 農業集落排水事業計画の概要

地区名		袖ヶ浦東部地区	平岡地区
事業名		農業集落排水事業	農業集落排水資源循環統合補助事業
計画策定年度		平成 5 年度	平成 22 年度(第 2 回変更)
事業完了年度		平成 10 年度	平成 28 年度
計画区域面積 (ha)		98.0	72.0
計画人口 (人)	定住	1,850	2,868
	流入	370	462
	合計	2,220	3,330
計画戸数 (戸)	定住	585	839
	流入	44	38
	合計	629	877
汚水量原単位 (L/人/日)	日平均	270	270
	日最大	300	300
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	599.4	899.1
	日最大	666	999
処理施設	施設名称	袖ヶ浦東部浄化センター	
	処理能力	1,499	
	処理方式	D0 制御高度処理連続流入間欠曝気方式	
	放流先	農業用水路⇒小櫃川	
資源化施設	事業名	バイオマス利活用フロンティア整備事業	
	施設名称	家畜糞尿処理コンポスト施設	
	処理能力(取出量)	1.5t/日	
	流通主体	地元農家への無償配布、運搬は個人	
	利用先	農地等への還元	

出典：袖ヶ浦市污水適正処理構想策定業務委託 報告書 平成 28 年 3 月 p. 2-5

④生活排水処理基本計画

現行の生活排水処理基本計画は、「袖ヶ浦市 一般廃棄物処理基本計画 第4章」で策定されており、令和2年度（2020年度）を初年度として、令和13年度（2031年度）を目標年度とした12年間の計画期間としている。

同基本計画に示されている、し尿・汚泥適正処理計画の概要を以下に示す。

<生活排水の収集運搬>

本市における生活排水の収集運搬方法は以下のとおりである。

表 2-7 生活排水の収集運搬の方法

区分	収集運搬方法
公共下水道供用開始区域内の一般家庭及び事業所等	し尿および生活雑排水を公共下水道に接続し排水する
農業集落排水処理区域内の一般家庭及び事業所等	し尿および生活雑排水を農業集落排水に接続し排水する
一般家庭・事業所等の汲み取り便所から排出されるし尿及び仮設トイレ等のし尿	市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入する
浄化槽管理者	浄化槽汚泥を市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、袖ヶ浦クリーンセンターに搬入する。

出典：袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画 令和2年3月 p.74

<生活排水の中間処理>

し尿、および浄化槽汚泥は、市のし尿等積み替え施設にてきょう雑物除去等の前処理を行った後、希釈処理を行い、袖ヶ浦終末処理場（公共下水道）へ投入する。きょう雑物及び脱水汚泥は、定期的に委託業者により君津地域広域廃棄物処理施設（株かずさクリーンシステム）へ排出し、ごみ処理と併せて再資源化処理（溶融スラグ化）を行う。

表 2-8 し尿積み替え施設の概要

区分	概要
施設名	袖ヶ浦クリーンセンター し尿等積み替え施設
所在地	袖ヶ浦市中袖 4-6
処理方式	受入貯留施設にて前処理を行い、袖ヶ浦終末処理場にて処理を行う
処理能力	50kL/日（し尿：20kL/日、浄化槽汚泥：30kL/日）
稼働年月日	平成14年（2002年）4月1日 （し尿処理施設として平成4年（1992年）3月竣工）
管理主体	市（委託）

出典：袖ヶ浦市 一般廃棄物処理基本計画 令和2年3月 p.75

表 2-9 君津地域広域廃棄物処理施設の概要

区分	概要
施設名	君津地域広域廃棄物処理施設
所在地	木更津市新港 17-2
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融・全連続燃焼式
処理能力	450t/日（第1工場：100t/日×2炉、第2工場：125t/日×2炉）
稼働年月日	第1工場 平成14年（2002年）4月1日 第2工場 平成18年（2006年）4月1日
管理主体	株式会社 かずさクリーンシステム

出典：袖ヶ浦市 一般廃棄物処理基本計画 令和2年3月 p.27

＜生活排水の最終処分＞

きょう雑物、および脱水汚泥の中間処理(君津地域広域廃棄物処理施設)により発生する溶融飛灰(本市分)については、民間最終処分場にて埋立処分する。また、し尿等積み替え施設から発生する沈砂等については、袖ヶ浦クリーンセンター一般廃棄物最終処分場にて埋立処分する。

表 2-10 最終処分場の概要

区分	概要
処分先施設名	袖ヶ浦クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場
所在地	袖ヶ浦市長浦 580-250
平成 30 年（2018 年）度処分内容	種類：汚泥（し尿沈砂）、数量：2t/年、処分方法：埋立処分

出典：袖ヶ浦市 一般廃棄物処理基本計画 令和 2 年 3 月 p. 75

⑤汚水処理施設の改築・更新や長寿命化に関する計画等

汚水処理施設の改築・更新や長寿命化に関する計画を以下にまとめる。

<公共下水道>

公共下水道の終末処理場である袖ヶ浦終末処理場は、昭和 59 年度に供用を開始し、令和 2 年度末時点の水処理施設能力は 21,600m³/日となっている。当処理場については、平成 24 年度に平成 25～29 年度の五箇年を対象とした「袖ヶ浦市下水道長寿命化計画」が立案され、施設の健全度に応じた改築更新や日常的な点検調査並びに修繕工事を計画的に行い、施設の延命に努めてきた。

その後、平成 29 年度にストックマネジメント計画が策定され、計画に基づく点検・調査を行った結果、施設の一部に不具合が生じていることが判明した。このため、令和 2 年度にストックマネジメントの計画の見直しを行い、新たに修繕・改築計画を追加している。

<農業集落排水>

農業集落排水事業の処理場である袖ヶ浦東部浄化センターは、袖ヶ浦東部地区を対象とし、平成 10 年度に供用を開始した。平成 22 年度には、処理区域の拡張(平岡地区の追加)に伴う施設能力の増強や老朽化施設の改築に着手し、平成 24 年度に竣工した。

令和 2 年度末現在、袖ヶ浦東部地区および平岡地区いずれについても事業は完了している。

<コミュニティプラント>

滝の口地区（滝の口ファミリータウン）のコミュニティプラントについては、供用開始後 30 年以上が経過し、施設の老朽化が進行していることが想定されるため、今後の維持管理の在り方が課題となっている。

＜千葉県全県域污水適正処理構想＞

千葉県全県域污水適正処理構想図

図-5

凡例

- 公共下水道
- 農業集落排水
- コミュニティプラント
- 個別処理

(詳細な区域については、各市町村にお問い合せください)

図 2-1 千葉県全県域污水適正処理構想図(平成 28 年度策定)

＜袖ヶ浦市污水適正処理構想＞

前回の袖ヶ浦市污水適正処理構想は、目標年度を平成 36 年度として平成 27 年度に策定されている。以下に同構想の概要を示す。

表 2-11 前回の袖ヶ浦市污水適正処理構想の計画諸元

計画策定年度			平成 27 年度					
計画目標年度			平成 36 年度					
行政人口(人)			59,000					
世帯数(世帯)			26,000					
世帯構成人員(人/世帯)			2. 27					
汚水量原単位 (L/人/日)	区分		公共下水道事業		農業集落排水事業			
					袖ヶ浦東地区		平岡地区	
				日平均	日最大	日平均	日最大	日平均
	家庭	生活	230	305	270	300	270	300
		営業	45	60	－	－	－	－
		合計	335	425	270	300	270	300
	地下水		60	60	－	－	－	－

出典：袖ヶ浦市污水適正処理構想策定業務委託 報告書 平成 28 年 3 月 p. 2-22

表 2-12 前回の袖ヶ浦市污水適正処理構想における整備手法

No.	検討単位区域名	処理方式	備考
1	公共下水道（既整備）	－	袖ヶ浦処理区
2	農業集落排水（既整備）	－	袖ヶ浦東部地区・平岡地区
3	奈良輪 1	個別処理	近年、当地区では新規住宅の着工が急増しており、これらの住宅では合併浄化槽が設置されている。今後も新規住宅の増加が見込まれていることから、個別処理とする。
5	神納 1	個別処理	本市では、東京湾流域下水道整備総合計画に従い、公共下水道の終末処理場を高度処理化することが必要になっている。 そのため、当面は処理場の建設に多額の事業費を要することから、平成 36 年度までに当地区の管渠整備を行うことは財政上困難である。 したがって、当地区は経済性による判定では集合処理が有利となったが、市の財政面を考慮し個別処理で污水处理施設の整備を行うものとする。
7	飯富 1		
9	下荒田・三ツ作		
10	大曽根・勝		
14	平川		
4	奈良輪 2	個別処理	経済性を基に決定
6	神納 2		
8	飯富 2		
11	野田		
12	岩井		
13	大鳥居		
15	百目木		
16	下根岸		
17	阿部		
18	打越		
19	滝の口		
20	大竹		
21	吉野田 1		
22	吉野田 2		
23	吉野田 3		
24	下宮田		
25	上宮田		
26	幽谷		
27	花房平	個別処理	接続道路が私有地であるとともに、急傾斜地であり施工が困難であるため、個別処理とする。

出典：袖ヶ浦市污水適正処理構想策定業務委託 報告書 平成 28 年 3 月 p. 4-8, p. 4-14, p. 5-3

2-2-3. 人口、世帯数の現況

<国勢調査>

国勢調査における袖ヶ浦市の行政人口、世帯数、世帯構成人員を以下に示す。

表 2-13 行政人口、世帯数の実績(各年 10 月 1 日)

年度		人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	備考
西暦	和暦				
1975	S50	31,832	7,278	4.37	第12回国勢調査
1980	S55	38,837	10,174	3.82	第13回国勢調査
1985	S60	46,460	12,293	3.78	第14回国勢調査
1990	H2	52,818	14,980	3.53	第15回国勢調査
1995	H7	57,575	17,648	3.26	第16回国勢調査
2000	H12	58,593	18,689	3.14	第17回国勢調査
2005	H17	59,108	19,834	2.98	第18回国勢調査
2010	H22	60,355	21,561	2.80	第19回国勢調査
2015	H27	60,952	22,652	2.69	第20回国勢調査
2020	R2	63,883	25,430	2.51	第21回国勢調査

出典：総務省統計局ホームページ 統計データ 令和2年国勢調査

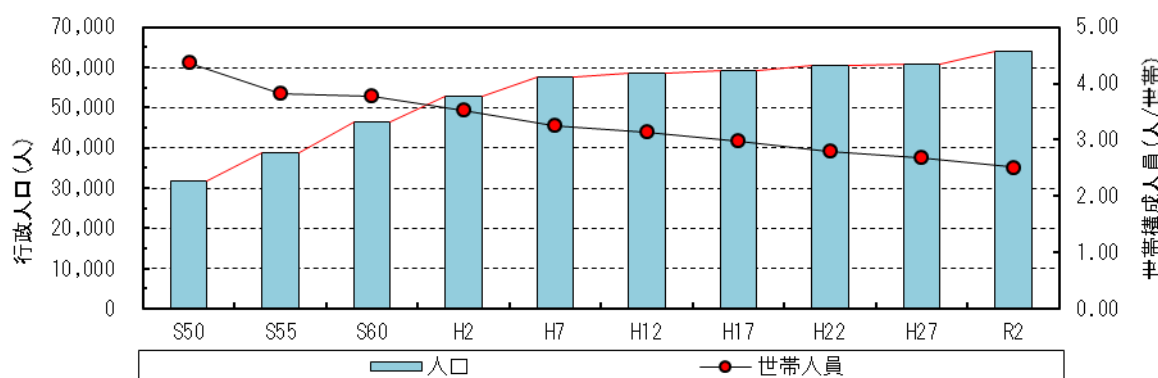


図 2-2 行政人口、および世帯構成人員の推移

<住民基本台帳人口>

住民基本台帳による人口、および世帯数を以下に示す。(平成24年度以前の外国人は外国人登録者数を示す。)

表 2-14 行政人口、世帯数の実績(各年度末値)

年度		行政人口(人)			世帯数(世帯)			世帯人員 (人/世帯)
西暦	和暦	日本人	外国人	計	日本人	外国人	計	
2011	H23	60,932	549	61,481	24,148	235	24,383	2.52
2012	H24	61,019	540	61,559	24,438	230	24,668	2.50
2013	H25	61,309	586	61,895	24,844	243	25,087	2.47
2014	H26	61,343	584	61,927	25,111	248	25,359	2.44
2015	H27	61,524	623	62,147	25,407	282	25,689	2.42
2016	H28	61,746	644	62,390	25,739	299	26,038	2.40
2017	H29	62,542	709	63,251	26,358	358	26,716	2.37
2018	H30	62,917	787	63,704	26,724	412	27,136	2.35
2019	R元	63,625	894	64,519	27,344	482	27,826	2.32
2020	R2	64,123	952	65,075	27,856	533	28,389	2.29

出典：市提供資料(大字別世帯数及び人口表)

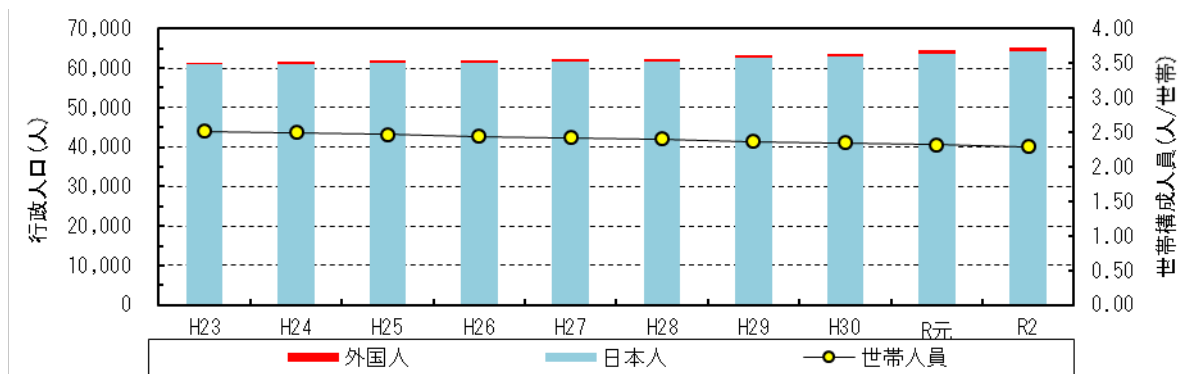


図 2-3 行政人口、世帯数構成人員の推移

令和2年度末における大字別の人口、世帯数、世帯構成人員の実績値を下表に示す。また、世帯数と人口の関係を下図に示す。

図に示すとおり、世帯数と人口の関係は概ね線形近似でき、市内の世帯構成人員はほぼ一様の状況と考えられる。

表 2-15 大字別人口、世帯数、世帯構成人員の実績値

地区	大字名	現況 (R3. 4. 1) (住民基本台帳)		世帯 構成人員 (人/世帯)
		世帯数	人口	
昭和地区	坂戸市場	661	1,659	2.51
	奈良輪	1,542	3,422	2.22
	奈良輪1丁目	128	234	1.83
	奈良輪2丁目	104	213	2.05
	袖ヶ浦駅前1丁目	531	1,262	2.38
	袖ヶ浦駅前2丁目	607	1,644	2.71
	福王台1丁目	321	778	2.42
	福王台2丁目	473	955	2.02
	福王台3丁目	802	2,017	2.51
	福王台4丁目	687	1,588	2.31
	神納1丁目	332	736	2.22
	神納2丁目	526	1,176	2.24
	神納	1,956	4,701	2.40
	南袖	4	4	1.00
長浦地区	今井	76	171	2.25
	今井1丁目	296	567	1.92
	今井2丁目	289	662	2.29
	今井3丁目	217	401	1.85
	蔵波	2,494	6,252	2.51
	蔵波台1丁目	747	1,579	2.11
	蔵波台2丁目	438	1,074	2.45
	蔵波台3丁目	263	610	2.32
	蔵波台4丁目	409	898	2.20
	蔵波台5丁目	518	1,169	2.26
	蔵波台6丁目	864	2,148	2.49
	蔵波台7丁目	533	1,156	2.17
	久保田	979	2,207	2.25
	久保田1丁目	86	201	2.34
	久保田2丁目	97	213	2.20
	代宿	1,107	2,213	2.00
	久保田代宿入会地	8	16	2.00
	椎の森	-	-	-
	北袖	-	-	-
	中袖	-	-	-
	長浦	84	106	1.26
	長浦駅前1丁目	205	391	1.91
	長浦駅前2丁目	494	1,007	2.04
	長浦駅前3丁目	217	414	1.91
	長浦駅前4丁目	301	661	2.20
	長浦駅前5丁目	343	737	2.15
	長浦駅前6丁目	449	1,002	2.23
	長浦駅前7丁目	361	815	2.26
	長浦駅前8丁目	245	513	2.09
根形地区	飯富	448	1,020	2.28
	下新田	145	265	1.83
	三ツ作	111	295	2.66
	大曽根	183	464	2.54
	野田	78	198	2.54
	勝	43	126	2.93
	のぞみ野	1,385	3,331	2.41
平岡地区	永地	107	302	2.82
	下泉	127	288	2.27
	高谷	184	447	2.43
	三箇	402	888	2.21
	三箇錯綜	-	-	-
	川原井	317	692	2.18
	林	84	173	2.06
	野里	594	1,255	2.11
	上泉	496	1,106	2.23
	永吉	62	130	2.10
中川地区	岩井	125	318	2.54
	百目木	182	432	2.37
	百目木飛地	-	-	-
	百目木錯綜	-	-	-
	横田	1,235	3,011	2.44
	大鳥居	61	166	2.72
	三黒	31	68	2.19
	谷中	47	115	2.45
	真里錯綜	3	9	3.00
	下内橋錯綜	2	8	4.00
富岡地区	戸国飛地	33	40	1.21
	下根岸	36	78	2.17
	阿部	70	176	2.51
	堂谷	17	53	3.12
	打越	65	168	2.58
	大竹	45	98	2.18
	滝の口	154	348	2.26
	吉野田	88	212	2.41
	玉野	23	60	2.61
	上宮田	50	145	2.90
合計	下宮田	29	66	2.28
	合計	27,856	64,123	2.30

出典：市提供資料(大字別世帯数人口)

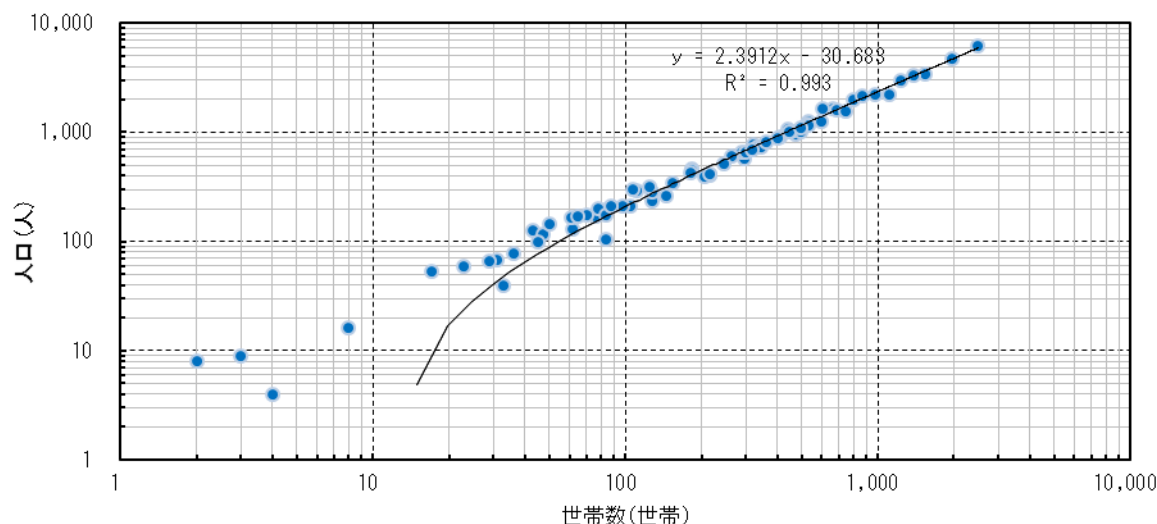


図 2-4 大字別人口、世帯数の関係

2-2-4. 水環境の現況等

<水質環境基準>

污水处理施設の放流先水域における水質環境基準設定状況を下表に示す。

表 2-16 放流先水域の環境基準設定状況

整備手法	公共下水道		農業集落排水
処理施設名	袖ヶ浦終末処理場		袖ヶ浦東部浄化センター
水域名	千葉港(甲)	千葉港	小櫃川下流
類型	海域 C	海域IV	河川 B
水質環境基準	COD 8.0mg/L	T-N 1.00mg/L T-P 0.09mg/L	BOD 3.0mg/L

出典：環境省 水質汚濁に係る環境基準

出典：東京湾水質調査報告書(令和元年度)2019 p. 2, p. 6, p. 7

出典：平成 22 年度 農業集落排水資源循環統合補助事業 事業変更計画書(第 2 回変更) p. 2

<放流先水域の水質状況>

污水处理施設の放流先水域における水質状況を下表に示す。

表 2-17 放流先衰期の水質状況

(単位：mg/L)

水域名	調査地点	水質項目	H28	H29	H30	R1	R2
千葉港(甲) 千葉港	北袖航路入口	COD	4.0	3.9	7.3	7.0	7.7
		T-N	0.69	0.64	0.65	0.68	0.68
		T-P	0.064	0.058	0.058	0.060	0.053
	椎津湾入口	COD	3.7	4.1	6.4	7.6	7.8
		T-N	0.64	0.59	0.65	0.72	0.67
		T-P	0.059	0.061	0.057	0.061	0.050
小櫃川下流	小櫃橋 1-1	BOD	1.7	2.1	2.0	1.4	2.1
	宮川橋 1-2	BOD	1.5	1.7	1.3	1.1	1.3

出典：袖ヶ浦市環境管理課 公害防止策 水環境(HP)

<水質規制状況(mg/L)>

污水处理施設の水質規制状況とこれに基づく計画放流水質を下表に示す。

表 2-18 公共下水道(袖ヶ浦終末処理場)

(単位：mg/L)

項目		BOD	T-N	T-P
計画処理水質 a(東京湾流総計画 H21.8)		10	8	0.4
換算係数 b		1.0	1.4	2.6
各放流水質	計画処理水質の換算値 a×b	10	11	1.1
	法令規制値(上乘せ規制値)	20	30	4.0
	法令規制値(総量規制値)	—	15	1.5
	下水道法施行規則の上限値	15	20	3.0
計画放流水質(各放流水質の最小値)		10	11	1.1

出典：袖ヶ浦市公共下水道事業計画説明書 平成 30 年度 p. 4-8、p. 4-9

表 2-19 農業集落排水（袖ヶ浦東部浄化センター）

（単位：mg/L）

	BOD	COD	SS	T-N	T-P
水質汚濁防止法 上乗せ条例	10	－	20	20	2
東京湾流域 総量規制	－	20	－	15	2
千葉県浄化槽 取扱指導要綱	10	－	－	－	－
農集事業 基準放流水質	20	－	50	－	－
放流水質	10	20	20	15	2

出典：平成 22 年度 農業集落排水資源循環統合補助事業 事業変更計画書（第 2 回変更） p. 3

2-2-5. 土地利用の現況

土地利用の現況と土地利用計画に関し、以下の事項を整理する。

- 字界
- 都市計畫(都市計畫區域、市街化區域、市街化調整區域、用途地域)
- DID 地區
- 農業振興地域

①字界

袖ヶ浦市の字界を下図に示す。

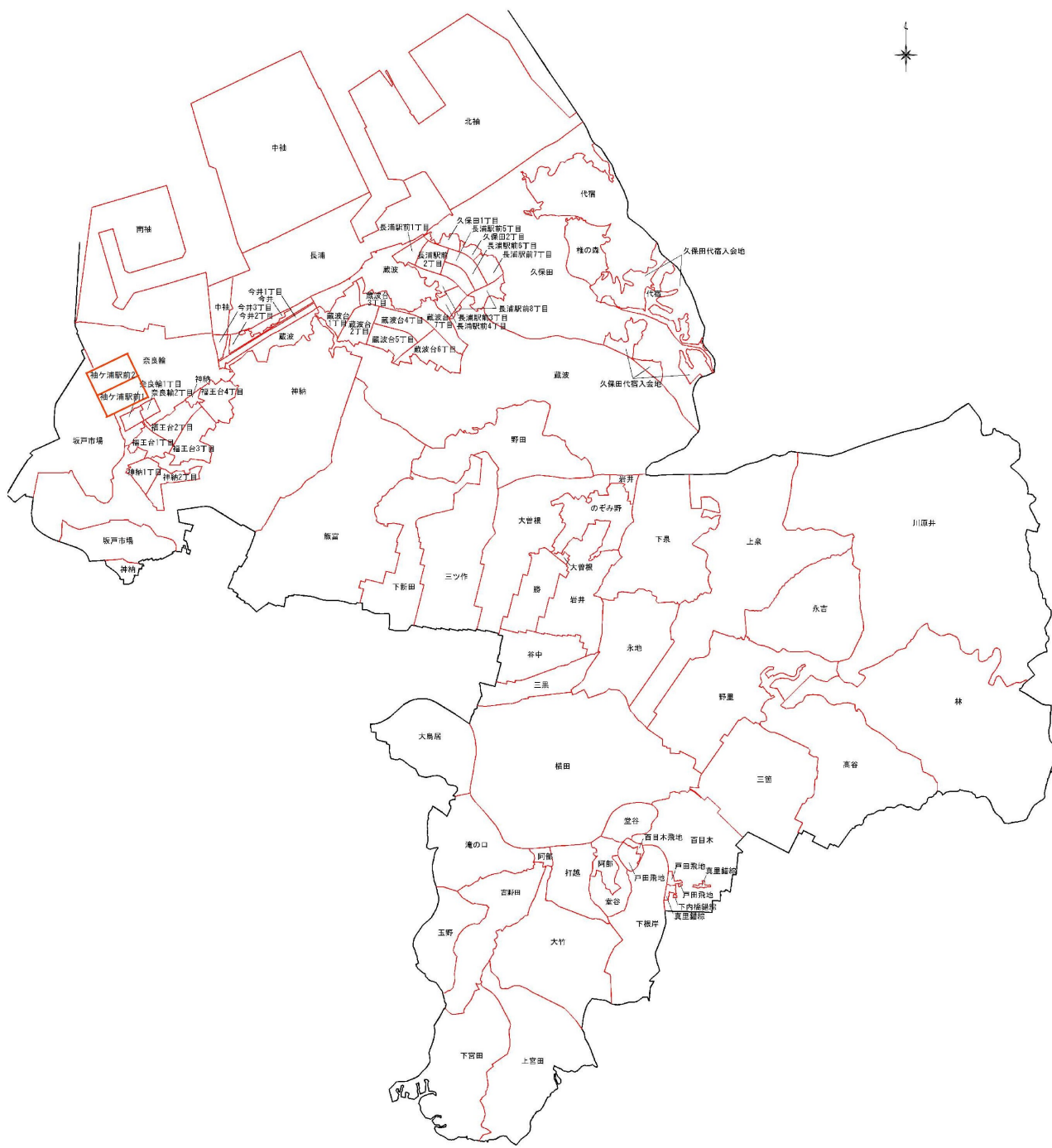


图 2-5 字界图

②都市計画(都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域、用途地域)

区域区分(市街化区域、市街化調整区域)の決定状況、および用途地域の決定状況の経緯を下表に示す。令和2年3月31日時点の都市計画区域面積は9,493ha、市街化区域は2,199ha、市街化調整区域は7,294haとなっている。

用途地域の決定状況表の次ページに、都市計画図を添付する。

表 2-20 区域区分の決定状況(単位:ha)

決定年月日・告示番号		都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
昭和45年7月31日	県告示第501号	4,542	1,597	2,945
昭和48年12月28日	県告示第1020号	9,332	1,785	7,547
昭和53年3月31日	県告示第837号	9,510	2,004	7,506
昭和60年6月28日	県告示第635号	9,510	2,063	7,447
平成3年3月26日	県告示第305号	9,490	2,063	7,427
平成6年11月18日	県告示第988号	9,490	2,063	7,427
平成13年3月30日	県告示第452号	9,492	2,063	7,429
平成17年1月7日	県告示第17号	9,492	2,112	7,380
平成19年2月23日	県告示第154号	9,492	2,135	7,357
平成28年3月4日	県告示第166号	9,493	2,135	7,358
平成30年3月16日	県告示第123号	9,493	2,187	7,306
令和2年3月31日	県告示第185号	9,493※	2,199	7,294

出典：袖ヶ浦市の都市計画 令和3年3月 p.13

※【本市の面積について】

都市計画区域の面積値は、「袖総第1254号 令和3年11月8日 総務課長」より、『94.93km²とされていたが、94.92km²に変更となった』との通知があった。

本構想の基準年度は「令和2年度末」であるが、市へのヒアリング結果により、変更後の9,492haを採用値とする。なお、面積減となった区域は公共下水道の区域外である「京葉工業地帯」であるため、面積減による本構想への影響はないものとする。

表 2-21 用途地域の決定状況(単位:ha)

決定年月日・告示番号	一住専	二住専		住居		近 商	商 業	準 工	工 業	工 専	計
昭和 44 年 4 月 15 日 建告示第 1444 号	—	—		421.6			9.1	76.3	581.9 ※1	—	1,088.9
昭和 45 年 7 月 31 日 県告示第 523 号	—	—		671.9			9.1	76.3	—	839.9	1,597.2
昭和 48 年 12 月 28 日 県告示 1015 号	401.0	83.0		240.0		11.0	8.0	80.0	—	962.0	1,785.0
昭和 51 年 12 月 28 日 県告示第 828 号	389.0	95.0		240.0		11.0	8.0	80.0	—	962.0	1,785.0
昭和 53 年 3 月 31 日 県告示第 838 号	389.0	95.0		240.0		11.0	8.0	100.0	—	1,161.0	2,004.0
昭和 57 年 1 月 19 日 県告示第 38 号	401.0	75.0		241.0		14.0	12.0	100.0	—	1,161.0	2,004.0
昭和 60 年 6 月 28 日 県告示第 635 号	451.0	77.0		248.0		14.0	12.0	100.0	—	1,161.0	2,063.0
決定年月日・告示番号	一低専	一中高	二中高	一 住	二 住	近 商	商 業	準 工	工 業	工 専	計
平成 8 年 4 月 1 日 県告示第 432 号	461.0	61.0	6.0	205.0	43.0	13.0	13.0	100.0	—	1,161.0	2,063.0
平成 13 年 3 月 30 日 県告示第 470 号	461.0	61.0	6.0	205.0	43.0	13.0	13.0	100.0	—	1,161.0	2,063.0
平成 17 年 1 月 7 日 県告示第 21 号	510.0	61.0	6.0	205.0	43.0	13.0	13.0	100.0	—	1,161.0	2,112.0
平成 19 年 2 月 23 日 県告示第 162 号	510.0	61.0	6.0	205.0	43.0	13.0	13.0	100.0	—	1,184.0	2,135.0
平成 24 年 11 月 13 日 市告示第 222 号	483.0	61.0	6.0	213.0	55.0	13.0	21.0	100.0	—	1,184.0	2,135.0
平成 30 年 3 月 16 日 市告示第 25 号	483.0	61.0	6.0	213.0	55.0	13.0	21.0	100.0	52.0	1,184.0	2,187.0
令和 2 年 3 月 31 日 市告示第 56 号	484.0	64.0	6.0	213.0	22.0	21.0	21.0	100.0	52.0	1,184.0	2,199.0

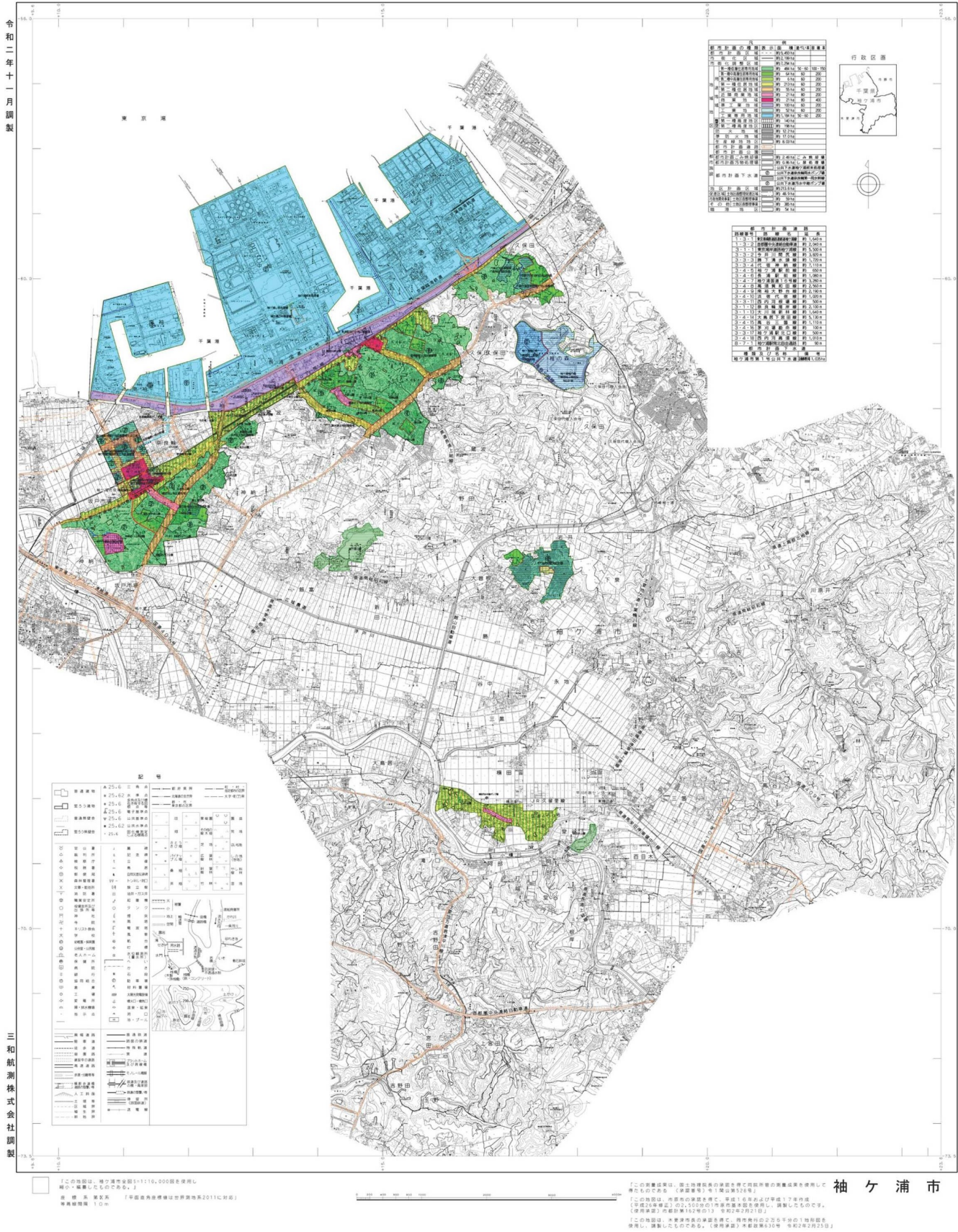
※1 工業専用地区

一低専：第 1 種低層住居専用地域
 一中高：第 1 種中高層住居専用地域
 二中高：第 2 種中高層住居専用地域
 一住：第 1 種住居地域
 二住：第 2 種住居地域

近商：近隣商業地域
 準工：準工業地域
 工業：工業地域
 工専：工業専用地域

出典：袖ヶ浦市の都市計画 令和 3 年 3 月 p.14

袖ヶ浦市都市計画図

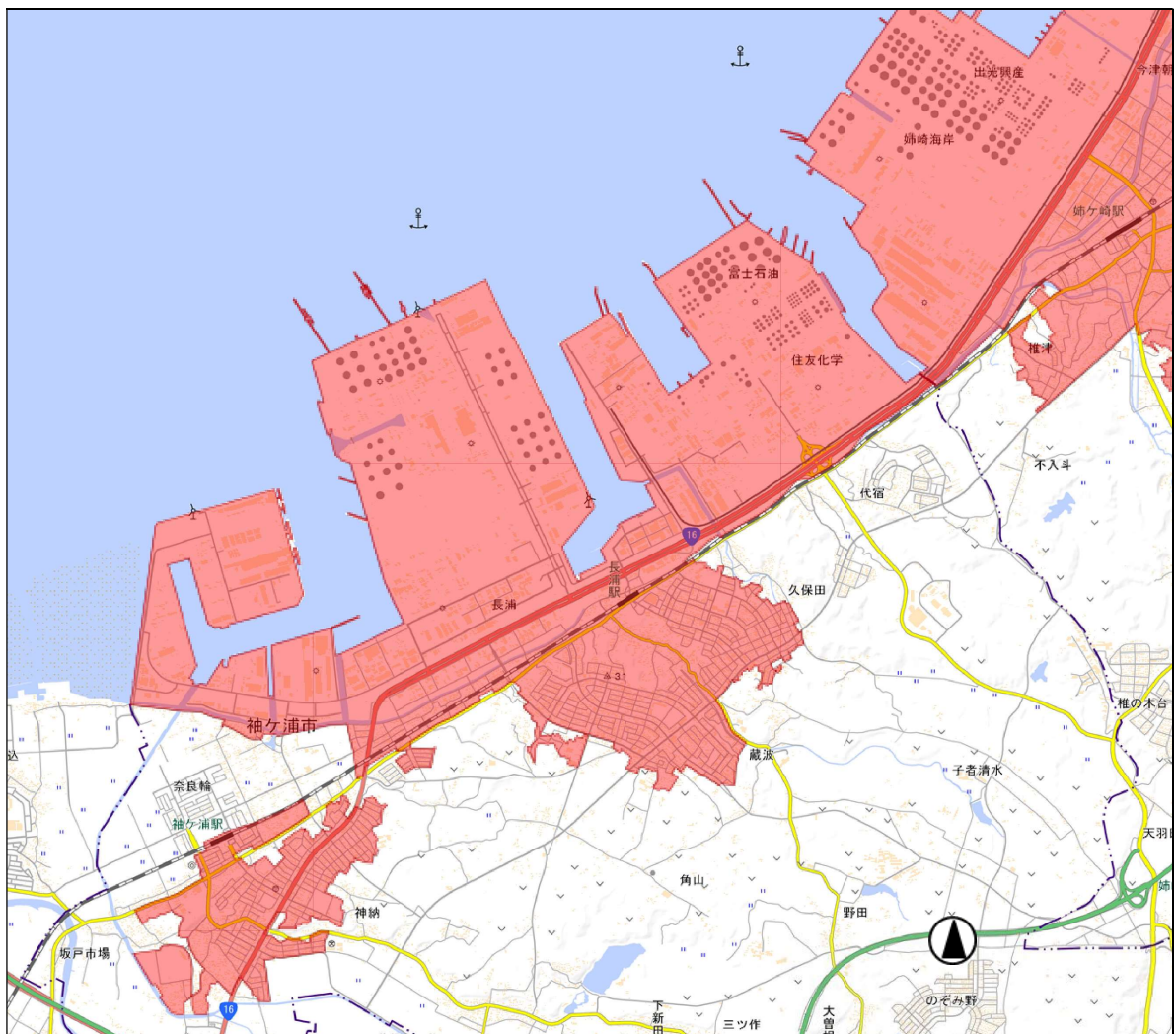


出典：袖ヶ浦の都市計画 令和3年3月 p.57

図 2-6 都市計画図

③人口集中(DID)地区

平成 27 年度に行われた国勢調査による人口集中(DID)地区を下図に示す。



出典：地理院地図 平成 27 年（総務省統計局）

図 2-7 人口集中(DID)地区

④農業振興地域

本市の農業振興地域は、市街化区域と市街化調整区域のゴルフ場等を除く 7,155ha であり市域の 75%となっている。（袖ヶ浦市農業振興地域整備計画書基礎資料 H22）

2-2-6. 地理的、地形的特性

本市は、千葉県(房総半島)の西側ほぼ中央にあり、都心から 50km 圏内に位置し、北東部は市原市、西南部は木更津市、北西部は東京湾に接している。東西 14.0km、南北 13.5km、その形状は羽を拡げた蝶のような形をしており、行政面積は、9,492ha である。本市の東部と北西部に突出する地帯は、清澄山系に連なる標高 60m ほどの洪積層の高台を形成した丘陵地帯である。西南部から南部地帯にかけては、沖積層の肥沃な水田地帯が開け、丘陵地帯のほとんどは畑地になり山林は極めて少ない。

一方、臨海部の北部は遠浅の海が埋め立てられ、京葉工業地帯の一角を形成する工業地帯となっている。また、JR 内房線沿線では、丘陵地を宅地造成し市街地が形成されている。

2-3. フレーム値等の予測

2-3-1. 将来行政人口

国立社会保障人口問題研究所（以下、社人研とする）による将来行政人口予測値は、コーホート要因法を用いて算出されているが、本法は社会動態や人口構造を推計手法に組み込んでおり、推計の信頼性が高いと考えられる。

本市では、社人研の推計結果を基に、平成 28 年 2 月に「袖ヶ浦市人口ビジョン」を策定している。

本構想では、袖ヶ浦市人口ビジョンで示された推計値を基に、令和 2 年度末時点の実測値との差分を補正すると共に、新規開発等で見込まれる人口を加味して短期目標（令和 6 年度）、中期目標（令和 16 年度）および長期目標（令和 31 年度）の行政人口をそれぞれ 67,500 人、70,500、70,000 人とする。

表 2-22 将来行政人口の推計(単位：人)

年度		実績値	上位計画		社人研	採用値	備考
西暦	和暦		流総計画	ビジョン			
2010	H22	61,463		60,355	60,355		
2011	H23	61,481					
2012	H24	61,559					
2013	H25	61,895					
2014	H26	61,927	62,000				
2015	H27	62,147		60,952	60,952		
2016	H28	62,390					
2017	H29	63,251					
2018	H30	63,704					
2019	R元	64,519	60,000				
2020	R2	65,075		62,774	60,081		基準年
2021	R3						
2022	R4						
2023	R5						
2024	R6		58,000			67,500	短期目標
2025	R7			63,784	60,638		
2026	R8						
2027	R9						
2028	R10						
2029	R11						
2030	R12			64,130	59,738		
2031	R13						
2032	R14						
2033	R15						
2034	R16					70,500	中期目標
2035	R17			63,952	58,384		
2036	R18						
2037	R19						
2038	R20						
2039	R21						
2040	R22			63,589	56,702		
2041	R23						
2042	R24						
2043	R25						
2044	R26						
2045	R27			63,025	54,875		
2046	R28						
2047	R29						
2048	R30						
2049	R31					70,000	長期目標

※流総計画：東京湾流域別下水道整備総合計画(H21.8)

※袖ヶ浦市人口ビジョン 人口推計【2019 年度版】(R2.3) p.7

※社人研：国立社会保障人口問題研究所の推計値(H30.3.30公表)

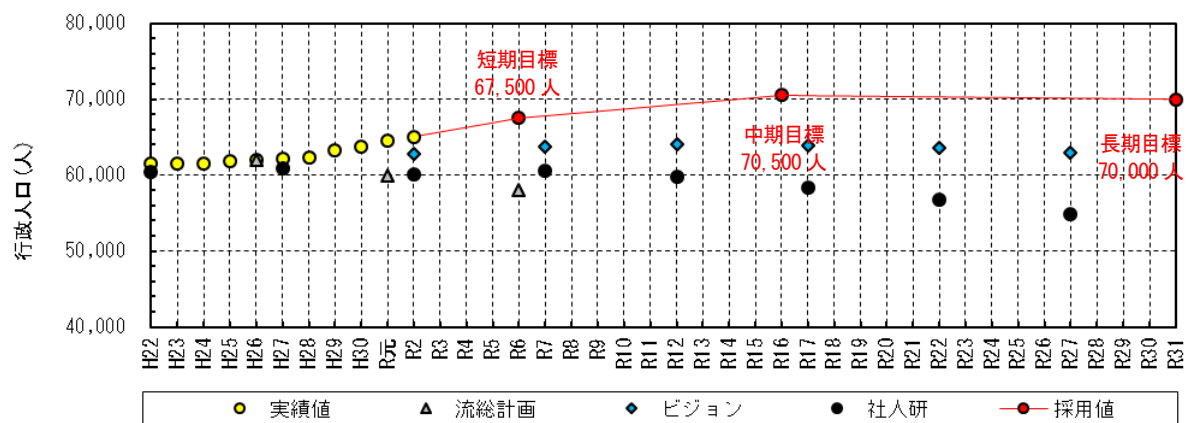


図 2-8 将来行政人口の推計

表 2-23 将来行政人口の設定

	令和6年度 (短期目標)	令和16年度 (中期目標)	令和31年度 (長期目標)
将来行政人口 (人)	67,500	70,500	70,000

2-3-2. 世帯構成人員、および将来世帯数

目標年次における将来世帯数は、将来行政人口を将来の世帯構成人員で除して求める。なお、将来の世帯構成人員については、本市の実績値に基づく推計結果を基に設定する。

本市の実績値に基づく推計値を採用する理由

- 社人研による千葉県の世界構成人員と、本市実績値に基づく推計値は大きな差がない。
- 今後も人口が増加傾向となることを踏まえ、数値が大きい方を採用値とする。

表 2-24 世帯構成人員の推計(単位：人/世帯)

年度		実績値	社人研	時系列傾向分析						採用値
				平均増減数式 R=0.998	平均増減率式 R=0.998	修正指数曲線 R=0.998	べき曲線 R=0.947	ロジスティック曲線 R=0.998	推計値平均	
西暦	和暦									
2010	H22	2.54	2.44							
2011	H23	2.52								
2012	H24	2.50								
2013	H25	2.47								
2014	H26	2.44								
2015	H27	2.42	2.35							
2016	H28	2.40								
2017	H29	2.37								
2018	H30	2.35								
2019	R元	2.32								
2020	R2	2.29	2.28							
2021	R3			2.27	2.27	2.27	2.32	2.27	2.28	
2022	R4			2.24	2.24	2.24	2.31	2.24	2.25	
2023	R5			2.22	2.22	2.21	2.31	2.21	2.23	
2024	R6			2.19	2.19	2.18	2.30	2.19	2.21	2.30
2025	R7		2.22	2.17	2.17	2.16	2.29	2.16	2.19	
2026	R8			2.14	2.15	2.13	2.29	2.13	2.17	
2027	R9			2.12	2.13	2.10	2.28	2.10	2.15	
2028	R10			2.09	2.10	2.07	2.27	2.07	2.12	
2029	R11			2.07	2.08	2.04	2.27	2.04	2.10	
2030	R12		2.17	2.04	2.06	2.01	2.26	2.01	2.08	
2031	R13			2.02	2.04	1.98	2.26	1.98	2.06	
2032	R14			1.99	2.02	1.95	2.26	1.95	2.03	
2033	R15			1.97	1.99	1.91	2.25	1.92	2.01	
2034	R16			1.94	1.97	1.88	2.25	1.89	1.99	2.25
2035	R17		2.14	1.92	1.95	1.85	2.24	1.86	1.96	
2036	R18			1.89	1.93	1.81	2.24	1.83	1.94	
2037	R19			1.87	1.91	1.78	2.24	1.80	1.92	
2038	R20			1.84	1.89	1.75	2.23	1.77	1.90	
2039	R21			1.82	1.87	1.71	2.23	1.74	1.87	
2040	R22		2.11	1.79	1.85	1.68	2.23	1.71	1.85	
2041	R23			1.77	1.83	1.64	2.22	1.68	1.83	
2042	R24			1.74	1.81	1.60	2.22	1.65	1.80	
2043	R25			1.71	1.79	1.57	2.22	1.62	1.78	
2044	R26			1.69	1.77	1.53	2.22	1.59	1.76	
2045	R27			1.66	1.76	1.49	2.21	1.56	1.74	
2046	R28			1.64	1.74	1.45	2.21	1.53	1.71	
2047	R29			1.61	1.72	1.41	2.21	1.50	1.69	
2048	R30			1.59	1.70	1.37	2.21	1.47	1.67	
2049	R31			1.56	1.68	1.33	2.20	1.44	1.64	2.20

※社人研：国立社会保障人口問題研究所の推計値(H31.4.19)、千葉県マニュアルp.2-9

なお、べき曲線以外の推計値は、減少幅が大きく社人研の数値と乖離が大きく現実的ではないと考え、べき曲線の推計値を採用値としている。

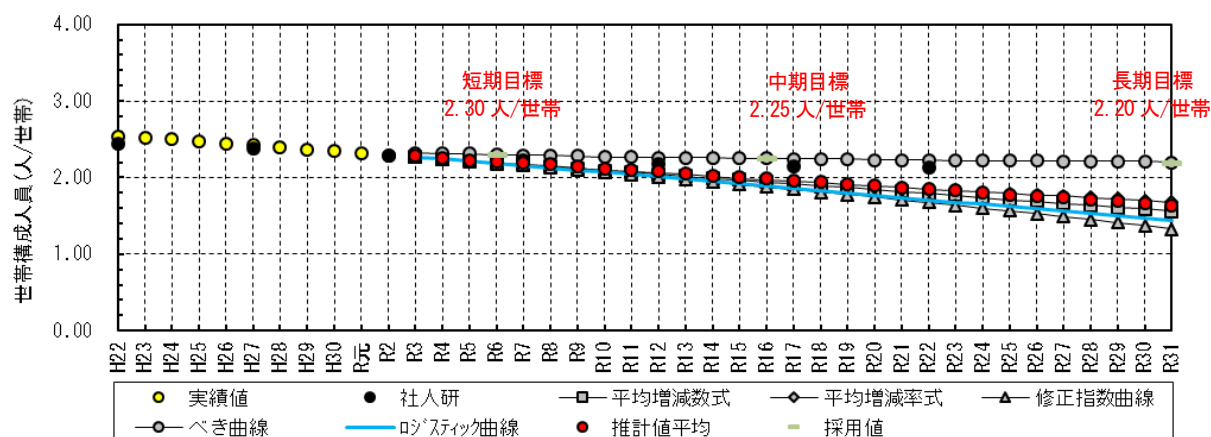


図 2-9 世帯構成人員の推計

表 2-25 世帯構成人員、および世帯数

	令和2年度 (実績値)	令和6年度 (短期目標)	令和16年度 (中期目標)	令和31年度 (長期目標)
将来行政人口(人)	65,075	67,500	70,500	70,000
世帯構成人員(人/世帯)	2.29	2.30	2.25	2.20
将来世帯数(世帯)	28,389	29,360	31,340	31,830

2-3-3. 計画汚水量原単位

公共下水道（袖ヶ浦処理区）の計画汚水量原単位については、下記の①～⑤に基づき設定する。

①生活汚水量原単位

生活汚水量原単位は、過年度の上水道給水実績を用いた時系列傾向分析に基づき設定する。

一人一日平均使用水量の時系列傾向分析では、短期目標年度で 223～232L/人/日、中期目標年度で 215～228L/人/日、長期目標年度で 203～228L/人/日となる。なお、近年の実績値では 230L/人/日を前後しており、使用水量を減少傾向で推計することは現実的でないと考えられる。

よって、本構想では近年の実績値の推移を基に、生活汚水量原単位を 230L/人/日で設定する。

表 2-26 一人一日平均使用水量実績

項目	単位	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
給水人口	人	58,988	59,216	59,605	59,698	59,933	60,152	61,049	61,516	62,419	63,043
生活用水有収水量	m3/日	13,946	13,905	13,895	13,655	13,656	13,831	13,962	14,073	13,860	14,691
一人一日平均使用水量	L/人/日	236	235	233	229	228	230	229	229	222	233

(出典：袖ヶ浦市資料)

表 2-27 生活汚水量の推計(L/人/日)

年度		実績値	時系列傾向分析結果				流総計画	採用値
			平均増減数式 R=0.571	平均増減率式 R=0.633	べき曲線 R=0.700	ロジスティック曲線 R=0.660		
西暦	和暦							
2010	H22	242						
2011	H23	236						
2012	H24	235						
2013	H25	233						
2014	H26	229						
2015	H27	228						
2016	H28	230						
2017	H29	229						
2018	H30	229						
2019	R1	222						
2020	R2	233						
2021	R3		226	233	228	227		
2022	R4		225	232	228	227		
2023	R5		224	232	228	226		
2024	R6		223	232	228	226	255	230
2025	R7		223	231	228	226		
2026	R8		222	231	228	226		
2027	R9		221	231	228	225		
2028	R10		220	230	228	225		
2029	R11		219	230	228	225		
2030	R12		218	230	228	225		
2031	R13		218	229	228	225		
2032	R14		217	229	228	224		
2033	R15		216	229	228	224		
2034	R16		215	228	228	224	255	230
2035	R17		214	228	228	224		
2036	R18		214	228	228	224		
2037	R19		213	227	228	224		
2038	R20		212	227	228	223		
2039	R21		211	227	228	223		
2040	R22		210	226	228	223		
2041	R23		209	226	228	223		
2042	R24		209	226	228	223		
2043	R25		208	226	228	223		
2044	R26		207	225	228	223		
2045	R27		206	225	228	223		
2046	R28		205	225	228	223		
2047	R29		204	224	228	222		
2048	R30		204	224	228	222		
2049	R31		203	224	228	222	255	230

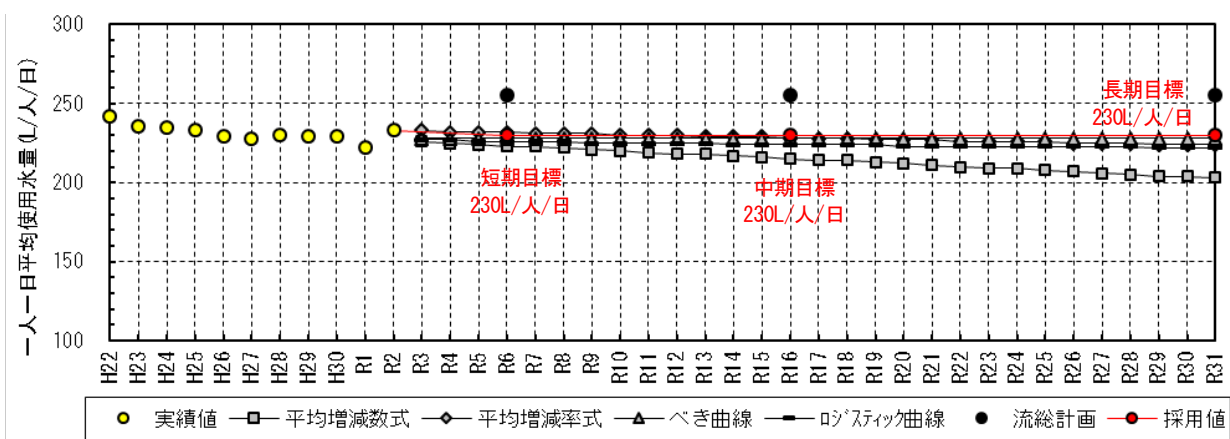


図 2-10 一人一日平均使用水量の時系列傾向分析結果

表 2-28 生活汚水量原単位 (日平均)

区分	令和6年度 (短期目標)	令和16年度 (中期目標)	令和31年度 (長期目標)
生活汚水量原単位 (L/人/日)	230	230	230

②営業汚水量原単位

営業汚水量原単位は、生活汚水量原単位に営業用水率を乗じて算定する。また、営業用水率は上水道給水実績を基に設定する。

営業用水率は、現在は減少傾向にあるが、袖ヶ浦海側特定土地区画整理事業の実施に伴い、今後、営業用水率の上昇が見込まれる。また、過去10ヵ年における最大値は17.7%であることを踏まえ、本計画の営業用水率は20%とする。

表 2-29 営業用水率実績

項目	単位	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2
生活用	人	13,946	13,905	13,895	13,655	13,656	13,831	13,962	14,073	13,860	14,691
業務営業用	m3/日	2,469	2,404	2,388	2,307	2,326	2,184	2,227	2,314	2,332	2,199
営業用水率	%	17.7	17.3	17.2	16.9	17.0	15.8	16.0	16.4	16.8	15.0

(出典：袖ヶ浦市資料)

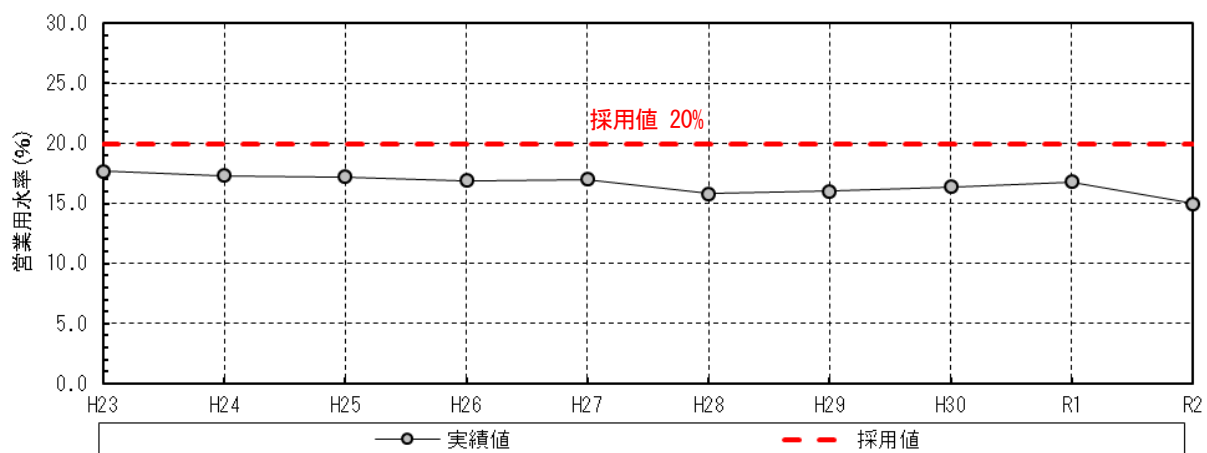


図 2-11 営業用水率の推移

表 2-30 営業汚水量原単位(日平均)

区分	令和6年度 (短期目標)	令和16年度 (中期目標)	令和31年度 (長期目標)	備考
生活汚水量原単位	230	230	230	
営業汚水量原単位	45	45	45	営業用水率20%

③時間変動比

時間変動比は、『下水道施設計画・指針と解説』を参考に、日平均:日最大:時間最大=0.75:1.00:1.50とする。

④家庭汚水量原単位

生活汚水量原単位と営業汚水量原単位を加算して、家庭汚水量原単位とする。

表 2-31 家庭汚水量原単位 (単位：L/人/日)

項目	令和6年度(短期目標)			令和16年度(中期目標)			令和31年度(長期目標)		
	日平均 0.75	日最大 1.0	時間最大 1.5	日平均 0.75	日最大 1.0	時間最大 1.5	日平均 0.75	日最大 1.0	時間最大 1.5
生活	230	305	460	230	305	460	230	305	460
営業	45	60	90	45	60	90	45	60	90
計	275	365	550	275	365	550	275	365	550

⑤地下水量原単位

地下水量原単位は、家庭汚水量原単位(日最大)に地下水率を乗じて求める。

『下水道施設計画・指針と解説』では地下水率の標準値を10～20%としている。また、東京湾流域計画地下水率を20%としている。本計画ではこれらを参考に、地下水率を20%とする。

また、地下水量の時間的な変動はないものと考え、時間変動比は「日平均：日最大：時間最大＝1.0:1.0:1.0」とする。

地下水量原単位を下表に示す。

表 2-32 地下水量原単位(単位: L/人/日)

項目	令和6年度(短期目標)			令和16年度(中期目標)			令和31年度(長期目標)		
	日平均 0.75	日最大 1.0	時間最大 1.5	日平均 0.75	日最大 1.0	時間最大 1.5	日平均 0.75	日最大 1.0	時間最大 1.5
家庭	275	365	550	275	365	550	275	365	550
地下水	60	60	60	60	60	60	60	60	60

⑥計画汚水量原単位のまとめ

公共下水道(袖ヶ浦処理区)については、上記①～⑤に基づき計画汚水量原単位を設定する。

また、農業集落排水については、農業集落排水施設設計指針に準じて設定する。

本計画で用いる計画汚水量原単位を下表にまとめる。

表 2-33 計画汚水量原単位のまとめ

(単位: L/人/日)

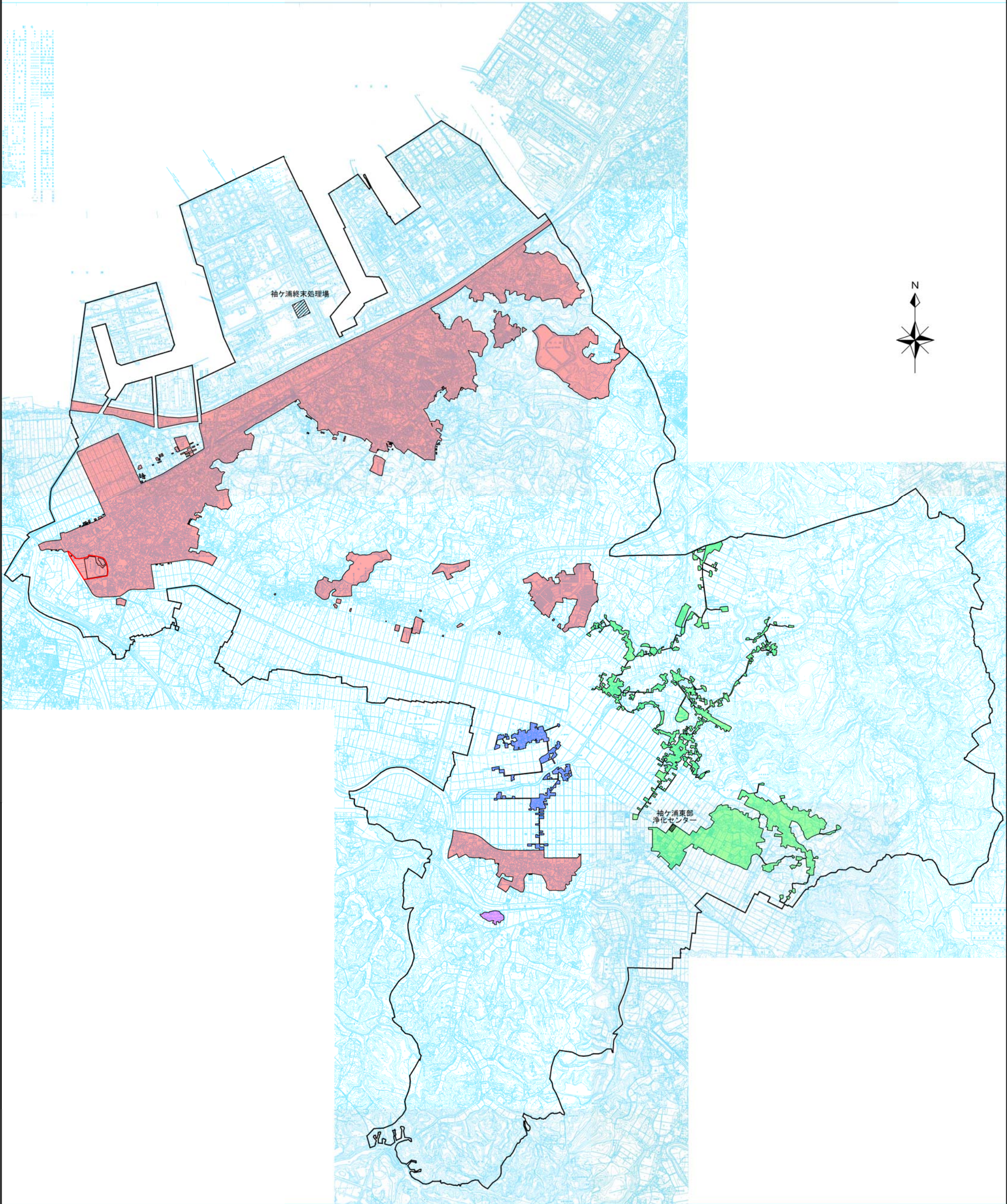
整備手法	汚水区分	令和6年度(短期目標)		令和16年度(中期目標)		令和31年度(長期目標)	
		日平均	日最大	日平均	日最大	日平均	日最大
公共下水道	生活	230	305	230	305	230	305
	営業	45	60	45	60	45	60
	地下水	60	60	60	60	60	60
	計	335	425	335	425	335	425
農業集落排水	生活	270	300	270	300	270	300
	営業	-	-	-	-	-	-
	地下水	-	-	-	-	-	-
	計	270	300	270	300	270	300

第3章 整備手法別見直し案【目標年次 長期:令和31年度】

	今回構想見直し(案)【長期目標:令和31年度】			
整備手法	地区名	面積 (ha)	人口 (人)	備考
公共下水道 (集合処理)	公共下水道区域	1,275.1	54,000	
	(松川地区)	(28)	(570)	数値は公下の内数
	公下計	1,275	54,000	
農業集落 排水 (集合処理)	袖ヶ浦東部地区	98	2,700	
	平岡地区	72		
	集排計	170	2,700	
大型自家処理 施設 (個別処理)	滝の口地区	4	140	公共下水道接続予定からコミュニティプラント存続に変更
大型自家処理 施設 合併浄化槽 (個別処理)	合併浄化槽(個人)	6,441.9	13,160	
	大規模施設等	125		東京都千葉福祉園・長浦ワークホーム・袖ヶ浦福祉センター・ひかりの学園・のびろ学園・県立榎の実特別支援学校・ドイツ村・ふれあい動物園
	京葉工業地帯	1,160		工業専用地域 (R3.11.08通知:1ha減)
	霊園・ゴルフ場等	316		市営墓地公園・和みの丘霊園・袖ヶ浦霊園・東京湾スプリングカントリー倶楽部・カリアヒルスカントリークラブ・木更津ゴルフクラブ
	浄化槽計	8,042.9	13,160	
	合計	9,492.0	70,000	

市町村構想図(整備・運営管理計画図) S=1/25,000
(短期：令和6年度)

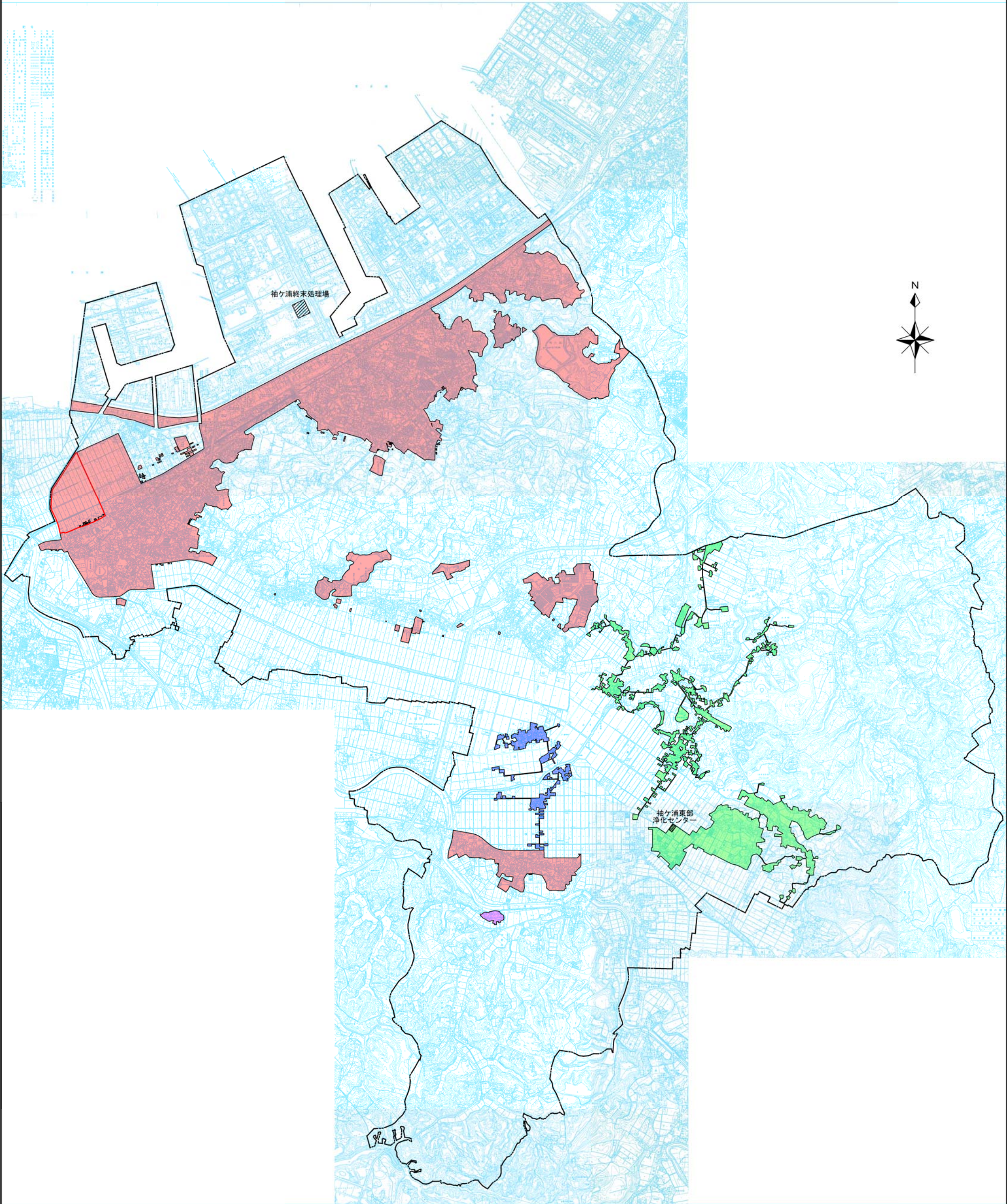
※縮尺は任意である



※縮尺は任意である

凡 例		
集合処理区域	公共下水道で整備、公共下水道で処理(既整備)	
	公共下水道で整備、公共下水道で処理(計画)	
	農業集落排水で整備し、農業集落排水で処理	
	農業集落排水で整備し、公共下水道で処理	
	コミュニティプラントで整備し、コミュニティプラントで処理	
個別処理区域	上記以外	
行政区域界		

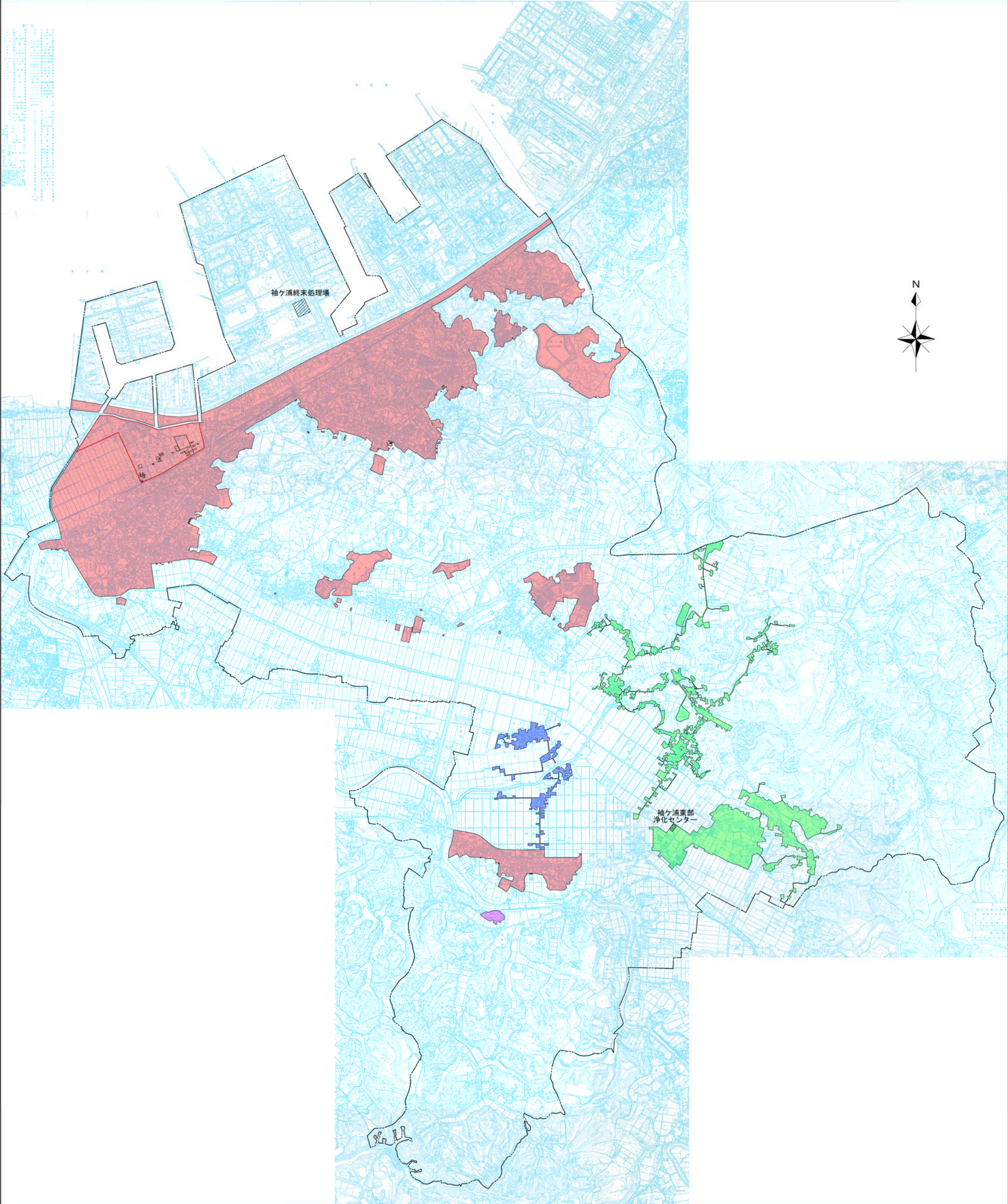
事業名	袖ヶ浦市 污水適正処理構想	図面番号
市町村構想図 (整備・運営管理計画図) (短期目標:令和6年度)		1 / 1
		縮 尺
		1/25,000
		令和 年 月
事業主	袖ヶ浦市	設計
		中日本建設コンサルタント株式会社



※縮尺は任意である

凡 例		
集合処理区域	公共下水道で整備、公共下水道で処理(既整備)	
	公共下水道で整備、公共下水道で処理(計画)	
	農業集落排水で整備し、農業集落排水で処理	
	農業集落排水で整備し、公共下水道で処理	
	コミュニティプラントで整備し、コミュニティプラントで処理	
個別処理区域	上記以外	
行政区域界		

事業名	袖ヶ浦市 污水適正処理構想	図面番号	1 / 1
市町村構想図 (整備・運営管理計画図) (中期目標:令和16年度)		縮 尺	1/25,000
		令和 年 月	
事業主	袖ヶ浦市	設計	中日本建設コンサルタント株式会社

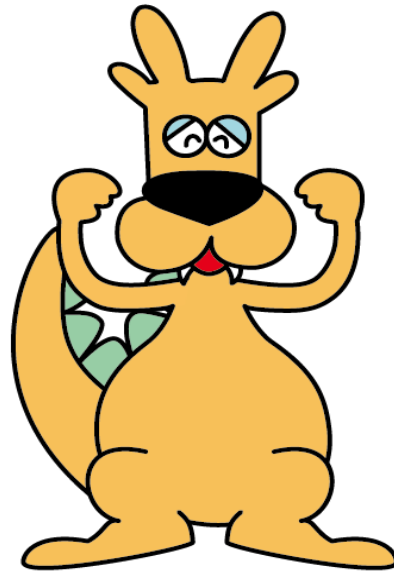


※縮尺は任意である

凡 例		
集合処理区域	公共下水道で整備、公共下水道で処理(既整備)	
	公共下水道で整備、公共下水道で処理(計画)	
	農業集落排水で整備し、農業集落排水で処理	
	農業集落排水で整備し、公共下水道で処理	
	コミュニティプラントで整備し、コミュニティプラントで処理	
個別処理区域	上記以外	
行政区域界		

事業名	袖ヶ浦市 汚水適正処理構想	図面番号	
		1 / 1	
		縮 尺	
		1 / 25,000	
		令和 年 月	
市町村構想図 (整備・運営管理計画図) (長期目標:令和31年度)			
事業主	袖ヶ浦市	設計	中日本建設コンサルタント㈱

社会資本総合整備計画 事後評価



袖ヶ浦市

社会資本総合整備計画とは

社会資本整備総合交付金の概要

概要

◇社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって…

自由度が高く、創意工夫を活かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。

特徴（従前の補助金との違い）

◇これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化

◇計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能

◇基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高める事業についても、創意工夫を生かして実施可能

<従前の補助金>

個別補助金を原則禁止



住宅・社会資本の整備

効果促進事業

社会資本整備総合交付金

【社会資本整備総合交付金】

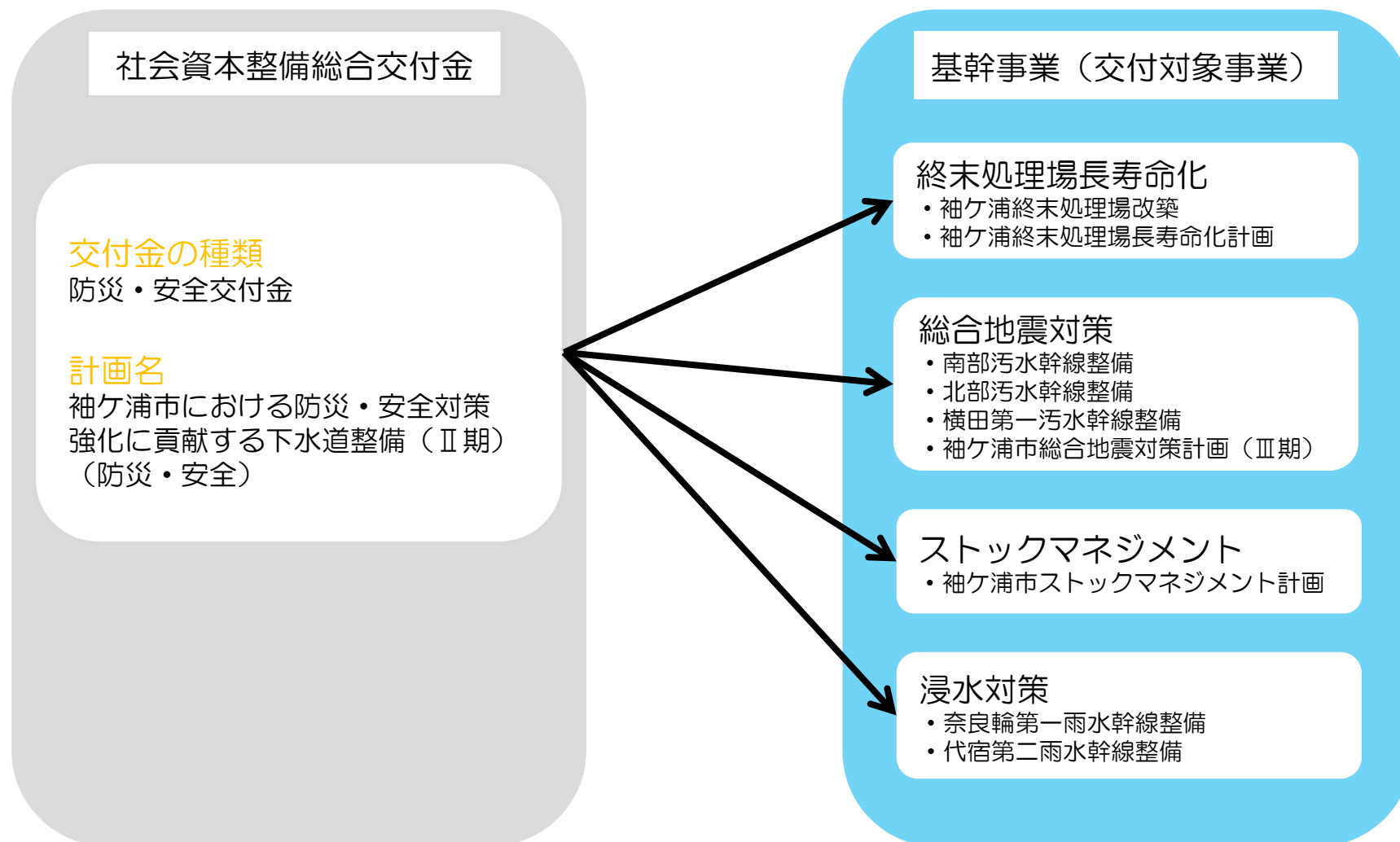
・成長力強化や地域活性化等につながる事業

【防災・安全交付金】

・「命と暮らしを守るインフラ再構築」、
「生活空間の安全確保」を集中的に支援

整備計画に掲げる政策目標の達成（成果指標で評価を実施）

袖ヶ浦市の下水道事業における社会資本総合整備計画の概要について



事後評価

- 防災・安全交付金 -

計画概要

社会資本総合整備計画 事後評価調書

◆計画の名称

袖ヶ浦市における防災・安全対策強化に貢献する下水道整備（Ⅱ期）（防災・安全）

◆計画期間

平成28年度～平成32年度（令和2年度）【5年間】

◆計画の目標

雨水排水施設を整備することにより、雨水を排除し、浸水を防除する。

◆主な事業

処理場改築更新、地震対策整備、奈良輪地区雨水管整備、椎の森地区雨水管整備

事業位置図

No.1袖ヶ浦処理区(事業計画区域)

No.2奈良輪第一排水区

No.3椎の森工業団地排水区

【浸水対策】

A07-003 奈良輪第一雨水幹線整備

【長寿命化】

A07-002 袖ヶ浦終末処理場改築(長寿命化計画(I期))

【地震対策】

A07-001 北部污水幹線他整備

【地震対策】

A07-001 北部污水幹線他整備
(マンホールトイレ設置)

袖ヶ浦駅海側
土地区画整理事業

JR袖ヶ浦駅

JR長浦駅

JR内房線

【地震対策】

A07-005 南部污水幹線他整備

【地震対策】

A07-001 北部污水幹線他整備
(マンホールトイレ設置)

【地震対策】

A07-005 南部污水幹線他整備
(マンホールトイレ設置)

【浸水対策】

A07-004 代宿第二雨水幹線他整備
(袖ヶ浦椎の森工業団地整備事業)

【地震対策】

A07-005 南部污水幹線他整備
(マンホールトイレ設置)

【地震対策】

A07-006 袖ヶ浦市下水道総合地震対策計画(Ⅲ期)

【地震対策】

C07-001 横田第一污水幹線他整備(災害時応急復旧資機材整備)

【地震対策】

A07-007 横田第一污水幹線整備

【ストックマネジメント事業】

A07-008 下水道ストックマネジメント計画



下水道法による事業計画区域



雨水対策整備事業



既設幹線



総合地震対策整備事業

P1

奈良輪ポンプ場



長寿命化及びストックマネジメント事業

P2

横田汚水中継ポンプ場



新設雨水幹線

T

袖ヶ浦終末処理場



総合地震計画管渠整備路線



袖ヶ浦駅海側土地区画整理区域



マンホールトイレ

計画概要

— 終末処理場長寿命化とは —

老朽化した処理施設等を、機能停止などの事故を未然に防ぎ、維持管理コストの縮減と下水道事業費の平準化をはかるために策定した計画。

- ・ 水中攪拌機…工場にて部品交換（電動機、軸シール）を実施し、設備の延命化をした。
- ・ No.2汚水ポンプ…工場にて部品交換（軸受、軸シール、塗装）を実施し、設備の延命化をした。

水中攪拌機

汚水に微生物の入った活性汚泥を混ぜ、空気を吹き込んで汚れを沈みやすくする
反応タンクの中を混ぜる機械

施工前



施工中

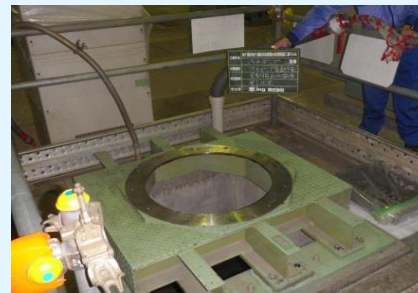


施工後



No.2汚水ポンプ

沈砂池で最初に汚水の中の大きなゴミや土砂を取り除いた後に次の沈澱池に汚水を揚水するポンプ



計画概要

袖ヶ浦市内の下水道管の総延長
約240km

主要施設及び路線等

- 主要道路（県緊急輸送路）
- 鉄道
- 主要施設（避難場所）
- 医療機関
- 介護施設

上記（主要施設及び路線等）に関連する幹線を対象に
総合地震対策計画を策定し、事業実施

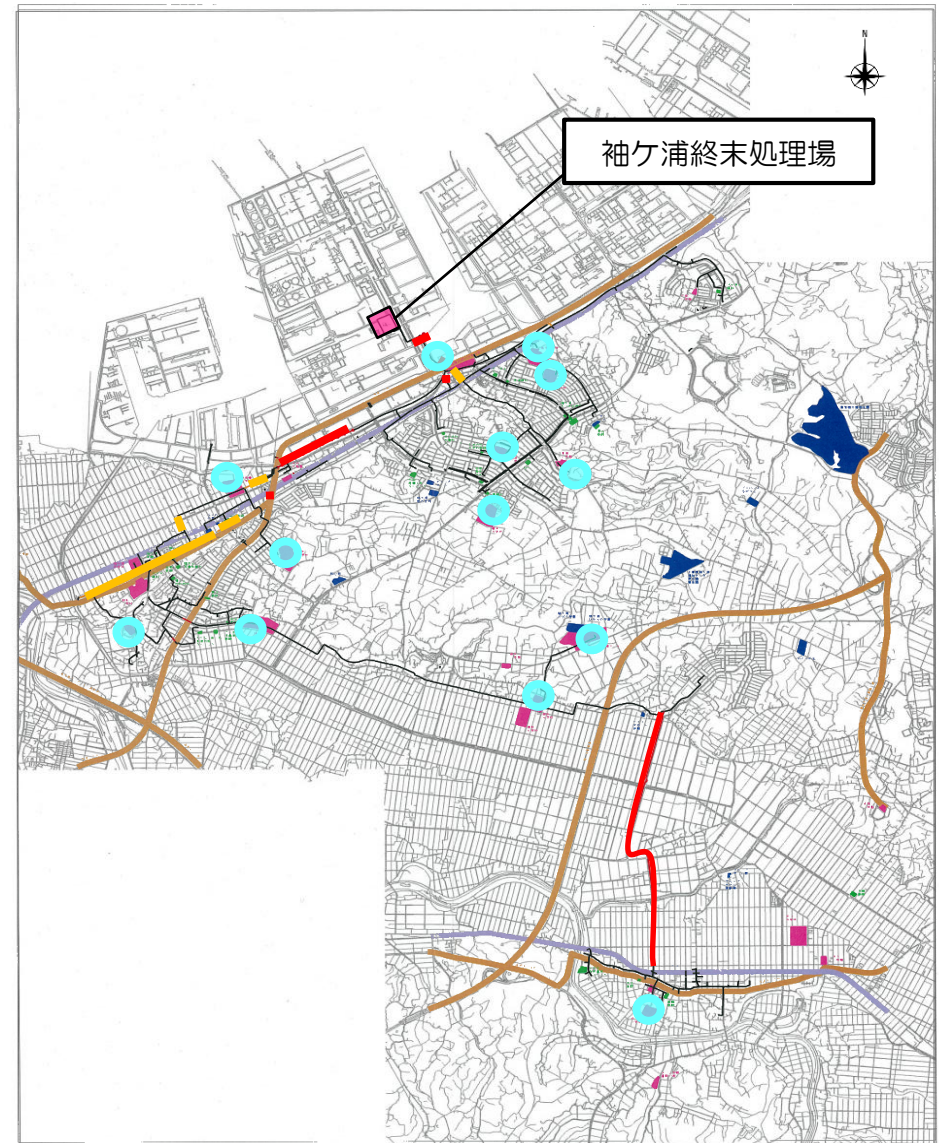
重要な幹線等

- 重要な幹線
- 耐震済み路線
- 耐震不足路線

マンホールトイレ

- 避難場所マンホールトイレ設置済箇所

— 総合地震対策とは① —



計画概要

— 総合地震対策とは② —

マンホールトイレ整備

災害時、防災拠点・避難所等において大量の汚水が予想される環境下の衛生確保として、災害用トイレの整備が重要です。
公共下水道が供用している指定避難所にマンホールトイレを設置することにより、災害時の快適なトイレ機能を確認することができます。



※令和2年度に新しく設置された、臨海スポーツセンターのマンホールトイレです。

計画概要

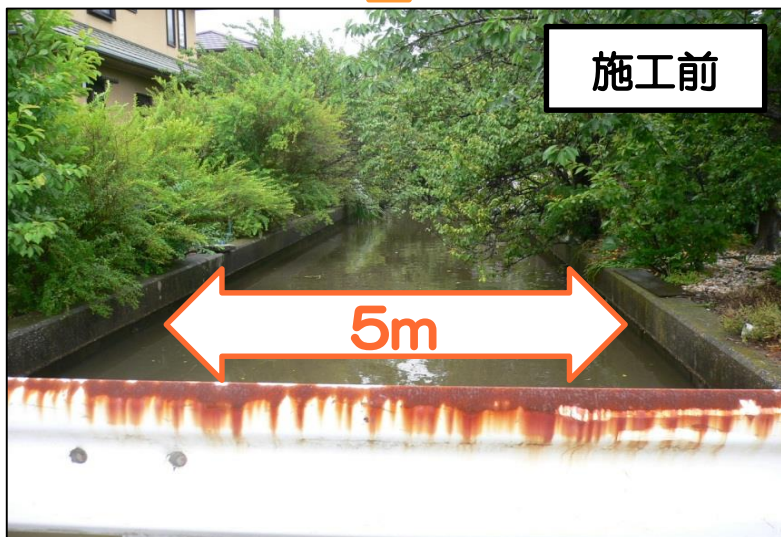
— 浸水対策とは① —

奈良輪第一雨水幹線整備

設計にあたり、ポンプ場に流入する雨水幹線を**拡幅**して、雨水貯留量を多くし、その分ポンプ整備の能力を小さくしたことや、遠方監視システムを採用した事によって経済性にも配慮した設計となっております。また、奈良輪ポンプ場の稼働後、対象地区において道路冠水等の発生は見られていません。

施工前後の違い

約 **4** 倍



※同じ場所からの撮影です。

一 浸水対策とは② 一

椎の森工業団地Ⅱ期地区は令和元年7月で第4回目の入札を終え、全13区画の売却が完了し、すでに操業が開始されています。



第1回分譲入札分 (H29.3) 第2回分譲入札分 (H30.2) 第3回分譲入札分 (H30.10)

評価内容

－ 目標値（定量指標）の達成状況 －

計画の成果目標（定量的指標）	当初 現況値 (H28)	最終 目標値 (R2)	R2 実績値	目標値と実績値に 差が出た要因	備考
処理場における長寿命化計画（Ⅰ期）達成率 主要施設の改築更新実施済施設数（施設）／主要施設の改築更新実施予定施設（施設）	60%	100%	100%	－	132施設／ 132施設
重要な管渠の地震対策実施率 重要な管渠のうち、耐震化または、減災対策が行われている延長（km）／重要な管渠の延長（km）	48%	57%	96%	人孔浮上防止対策工事など、前倒しで実施したことによる実績値の増。	62.23km／ 64.74km
下水道による雨水管整備率（椎の森工業団地排水区） 雨水管整備完了済み延長（m）／雨水管を実施すべき延長（m）	48%	100%	100%	－	1,956m／ 1,956m
下水道による雨水幹線整備率（袖ヶ浦駅前地区） 整備済延長（m）／整備すべき延長（m）	80%	92%	93%	残り約80mの整備については、都市計画道路整備と同時に施工予定。	1,128m／ 1,208m

評価内容

— 交付対象事業の進捗状況 —

事業区分	番号	要素となる事業名	計画の事業費 (百万円)		事業進捗状況の概要
			計画	実施	
A基幹事業	A07-002	袖ヶ浦終末処理場改築（長寿命化計画（Ⅰ期））	470	469.4	平成29年度事業完了
	A07-003	奈良輪第一雨水幹線整備（浸水対策）	396	395.8	
	A07-004	代宿第二雨水幹線整備（浸水対策）	339	338.1	
	A07-006	総合地震対策計画（Ⅲ期）（地震対策）	5	4.9	
	A07-001	北部污水幹線他整備（地震対策）	85	90	マンホール整備（長浦中・蔵波中・長浦公民館・臨スボ） 人孔浮上対策（14/33箇所）
	A07-005	南部污水幹線他整備（地震対策）	91	33	マンホール整備（市民会館・ガウランド・袖ヶ浦高校） 人孔浮上対策（14/22箇所）
	A07-007	横田第一污水幹線整備（地震対策）	137	96	1,657m/3,280m 進捗率51%
	A07-008	袖ヶ浦市ストックマネジメント計画	10	15	内面調査（国道・JR軌道下） マンホール蓋交換

事業評価と特記事項（今後の方針等）

事後評価

－ 防災・安全交付金 －

整備計画名【袖ヶ浦市における防災・安全対策強化に貢献する下水道整備（Ⅱ期）（防災・安全）】

（事業評価）

- ・ 袖ヶ浦終末処理場の長寿命化計画を実施したことで、施設の適切な維持管理を進めることができた。
- ・ 浸水対策事業として実施した椎の森工業団地Ⅱ期地区の雨水管は整備率100%となり、既に多くの企業が操業開始しており、供用開始している。奈良輪雨水幹線事業は概ね完了し、残り約80mの整備については、都市計画道路整備と同時施工予定している。
- ・ 地震対策事業では、第Ⅲ期総合地震対策計画での避難所マンホールトイレ整備13箇所の設置を完了し、人孔浮上対策と横田第一汚水幹線の圧送管二条化を進めており、耐震不足の耐震計画延長の43%を実施し、全体の耐震化率は94.3%となった。

（今後の方針）

- ・ 東京湾流域別下水道総合計画の状況を踏まえ、新たな放流水の水質基準（放流水質基準の強化）などの具体的な方向性に注視しながら、処理場における長寿命化及び処理槽増設、高度処理化に取り組んでいく。
- ・ 総合地震対策については、Ⅳ期計画策定に向け国の動向を注視し、今後も更に整備を推進する。

次期計画

－ 防災・安全交付金 －

整備計画名【袖ヶ浦市における防災・安全対策強化に貢献する下水道整備（Ⅲ期）（防災・安全）】

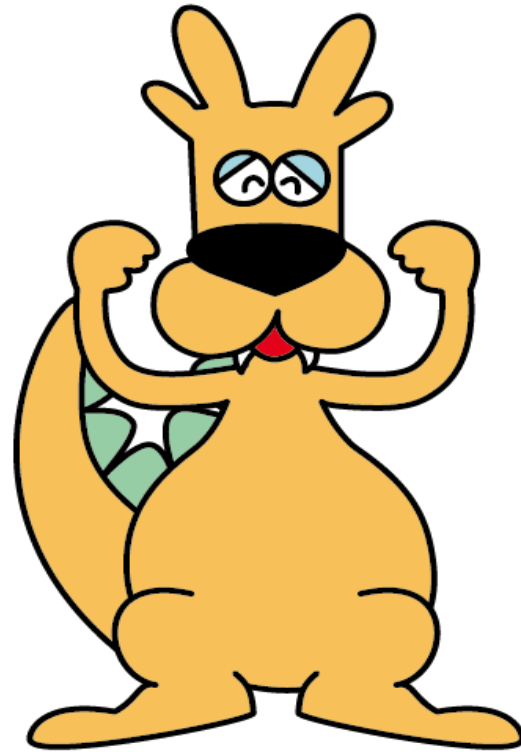
（計画の期間）

令和3年度～令和7年度（5年間）

（事業の概要）

- ・ 総合地震対策計画においては、展開している事業を継続的に実施するとともに、総合地震対策計画Ⅳ期計画の策定、終末処理場耐震診断の実施を行う。
- ・ スtockマネジメント計画においては、引き続き老朽化したマンホール蓋交換を実施するとともに、処理場増改築の検討とStockマネジメント計画Ⅱ期の策定を行う。

ありがとうございました。



袖ヶ浦市

議題 3

下水道事業経営の健全化について

令和4年7月
下水対策課

1. 下水道事業の概要

(1) 総括事項

本市の下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業を実施し、市民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与してきました。

公共下水道事業は、昭和49年に着手し、事業認可面積1,063haに対し、整備済面積は1,042haとなっており、概ね污水管路の整備は完了しています。

農業集落排水事業は、平成5年に着手し、平成27年度に袖ヶ浦東部地区、平岡地区及び松川地区の整備が全て完了しています。

このように、本市の下水道事業は、建設の時代から改良・更新を含めた本格的な維持管理の時代となっており、将来にわたって安定した事業運営を継続して行っていくためには、独立採算制と受益者負担の原則に基づく経営の健全化とストックマネジメントによる計画的な施設の更新が必要不可欠となっています。

また、将来的な人口減少等に伴う使用料の減少、急速に整備した施設の老朽化による大量更新期の到来に備えるため、経営基盤の強化が求められます。

令和3年度においては、前年度に引き続き国からの交付金や一般会計からの繰入金を活用し、総合地震対策事業及びストックマネジメント事業の推進、施設の適正な維持管理に努めました。

(2) 経理の状況

令和3年度の損益につきましては、総収益17億1,842万7,965円、総費用15億3,152万9,423円となり、当年度純利益は1億8,689万8,542円となりました。

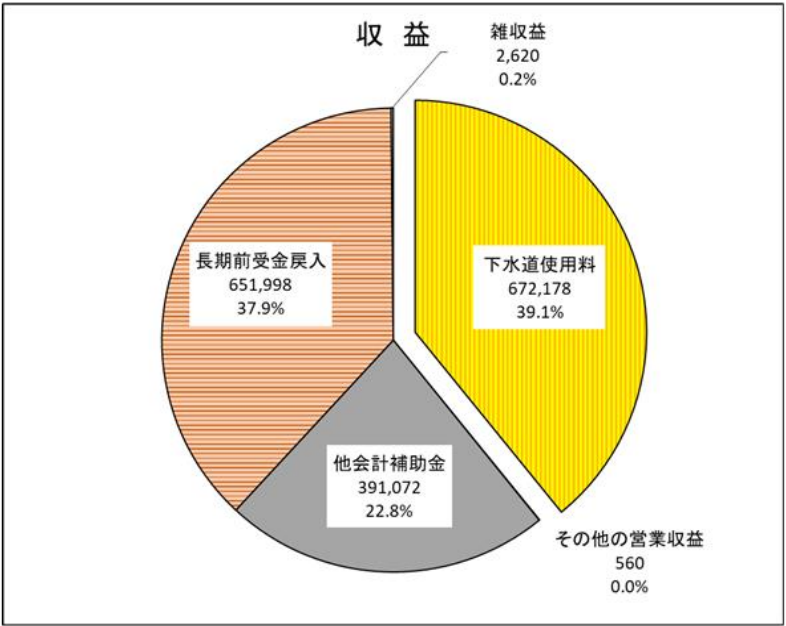
内訳は、公共下水道事業の総収益14億2,808万189円、総費用12億5,754万4,932円、当年度純利益は、1億7,053万5,257円です。

農業集落排水事業の総収益は、2億9,405万9,273円、総費用2億7,769万5,988円、当年度純利益は、1,636万3,285円です。

収益のうち、下水道使用料は、6億7,217万7,702円（内部取引を除く）で、一般会計からの繰入金は、3億9,107万2,000円です。内訳は、公共下水道事業の下水道使用料が6億3,706万3,980円（うち内部取引3,711,497円）、一般会計からの繰入金が2億7,719万9,000円、農業集落排水事業の下水道使用料が3,882万5,219円、一般会計からの繰入金が1億1,387万3,000円です。

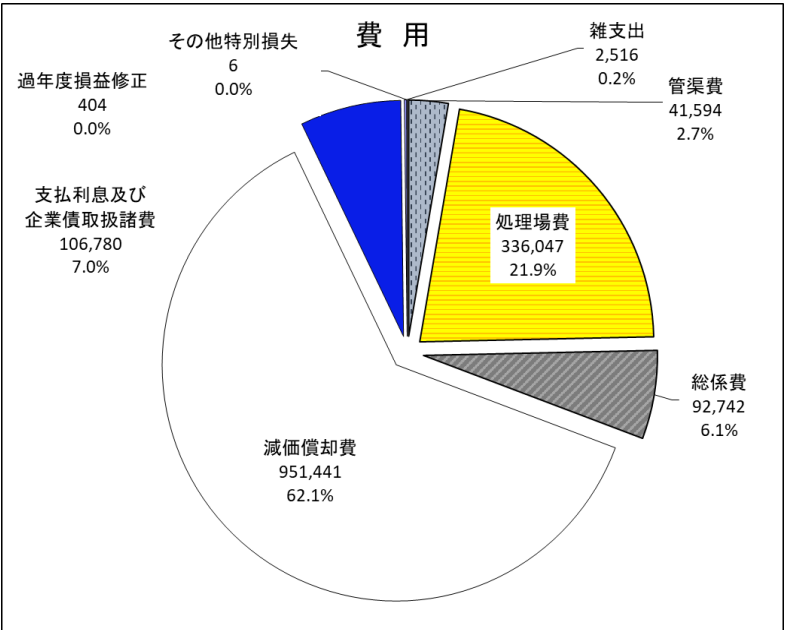
(千円・%)

事業収益	1,718,428	100.0
営業収益	672,738	39.1
下水道使用料	672,178	39.1
その他の営業収益	560	0.0
営業外収益	1,045,690	60.9
他会計補助金	391,072	22.8
長期前受金戻入	651,998	37.9
雑収益	2,620	0.2



(千円・%)

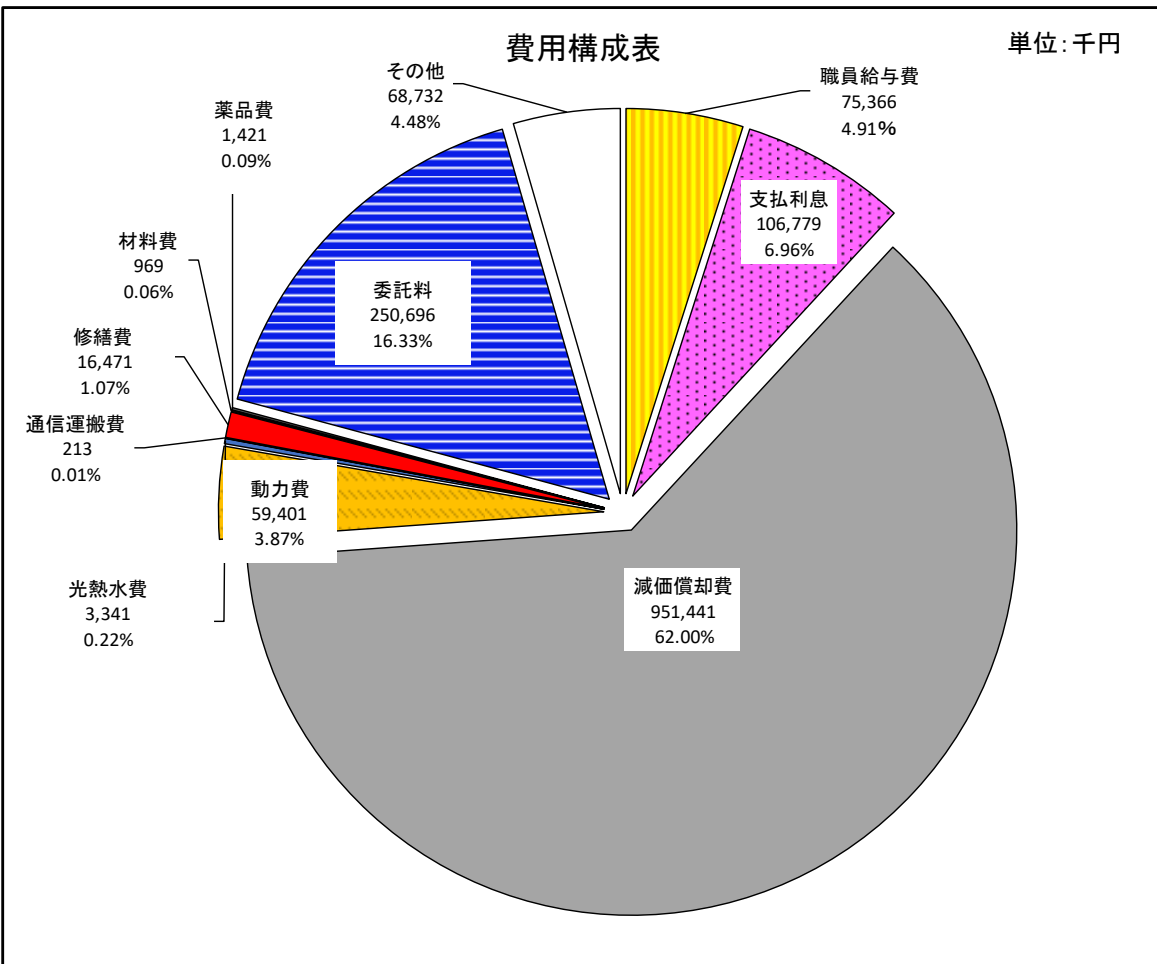
事業費用	1,531,529	100.0
営業費用	1,421,824	92.8
管渠費	41,594	2.7
処理場費	336,047	21.9
総係費	92,742	6.1
減価償却費	951,441	62.1
営業外費用	109,296	7.1
支払利息及び企業債取扱諸費	106,780	7.0
雑支出	2,516	0.2
特別損失	410	0.0
過年度損益修正損	404	0.0
その他特別損失	6	0.0



費用構成表

(公共下水道事業＋農業集落排水事業)

項目	金額(千円)	割合(%)	備考
職員給与費	75,366	4.91	
うち基本給	40,160	2.62	給料、扶養手当及び地域手当
手当	23,152	1.51	各種手当
報酬	679	0.04	会計年度任用職員報酬
法定福利費	11,375	0.74	共済組合負担金等
支払利息	106,779	6.96	企業債に係る利息
減価償却費	951,441	62.00	
動力費	59,401	3.87	終末処理場電気料等
光熱水費	3,341	0.22	終末処理場上水道使用料等
通信運搬費	213	0.01	郵送料
修繕費	16,471	1.07	終末処理場に係る修繕費等
材料費	969	0.06	人孔蓋等購入代
薬品費	1,421	0.09	
委託料	250,696	16.33	
その他	68,733	4.48	保険料等
合 計	1,534,831	100.00	



費用構成表…損益計算書の営業費用と営業外費用を用途別割合で把握するもの。

(3) 経営指標に関する事項

令和3年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、有収水量の減少に伴い下水道使用料収益が減少しましたが、一般会計繰入により前年度比3.05ポイント増の112.23%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。

一方、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比3.87ポイント減の90.29%となり、事業に必要な費用を使用料収益で賄えている状況とされる100%を下回っています。

償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.86ポイント増の51.03%となり、昭和59年の供用開始から30年以上が経過しているため、終末処理場をはじめ施設の老朽化が進んでいることを表しています。

また、敷設延長した管渠のうち標準法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を示す管路老朽化率は、令和3年度末において標準法定耐用年数を経過した管渠がないため、0.00%となっています。

【経営指標 (%)】

	下水道事業		公共下水道		農業集落	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3
経常収支比率	109.18	112.23	110.11	113.59	105.08	105.92
※ 〃 (繰入金除)	96.92	95.46	97.66	95.96	93.71	93.23
経費回収率	94.16	90.29	96.25	92.47	70.01	65.09
有形固定資産減価償却率	49.17	51.03	52.31	54.02	35.82	37.76
管路老朽化率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

経常収支比率

- ・使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。
- ・単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが求められる。数値が100%未満の場合、単年度収支が赤字であることを示していることから、経営改善に向けた取組が必要となる。

経費回収率

- ・使用料で回収すべき費用をどの程度使用料で賄えているかを表す指標
- ・使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが求められる。100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となる。

有形固定資産減価償却率

- ・有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。
- ・減価償却累計額が大きい、有形固定資産減価償却率が大きいほど、資産を購入してからの経過期間が長く、資産価値が減少していることを示す。

管渠老朽化率

- ・法定耐用年数を超えた管渠延長を表す指標

2. 経営健全化に向けた取り組みと課題

下水道事業は、人口減少に伴う料金収入の減少や過去の設備投資に伴う企業債の返済に加え、施設の老朽化に伴う更新費用の増大が懸念されるなど、取り巻く環境は厳しさを増しつつあり、将来にわたり安定的に下水道事業を維持継続していくためには、中長期的な視野に立った計画的な事業運営が求められている。

現在の経営状況は、本来、使用料で賄うべき費用に対して料金収入が不足し、令和3年度においては、約3億5千万円を一般会計からの基準外繰入金により経営を維持している状況である。一般会計においても、財政の硬直化が進む中、本来「受益者負担の原則」「独立採算制の原則」に基づき健全経営がなされる下水道事業会計において、一般会計からの基準外繰入金に依存している状況は健全とはいえず経営の健全化に向けた改善がより一層強く求められている。

①支出の抑制

施設の維持管理費は、電気料や燃料費の高騰、老朽化した施設の更新など抑制は厳しい状況にあるが事務の効率化や委託内容の見直し等により支出の抑制を図る。

②特定財源の積極的な確保

国・県補助金または交付金メニューの有効活用を図り財源を確保するとともに企業債借入の抑制を図る。

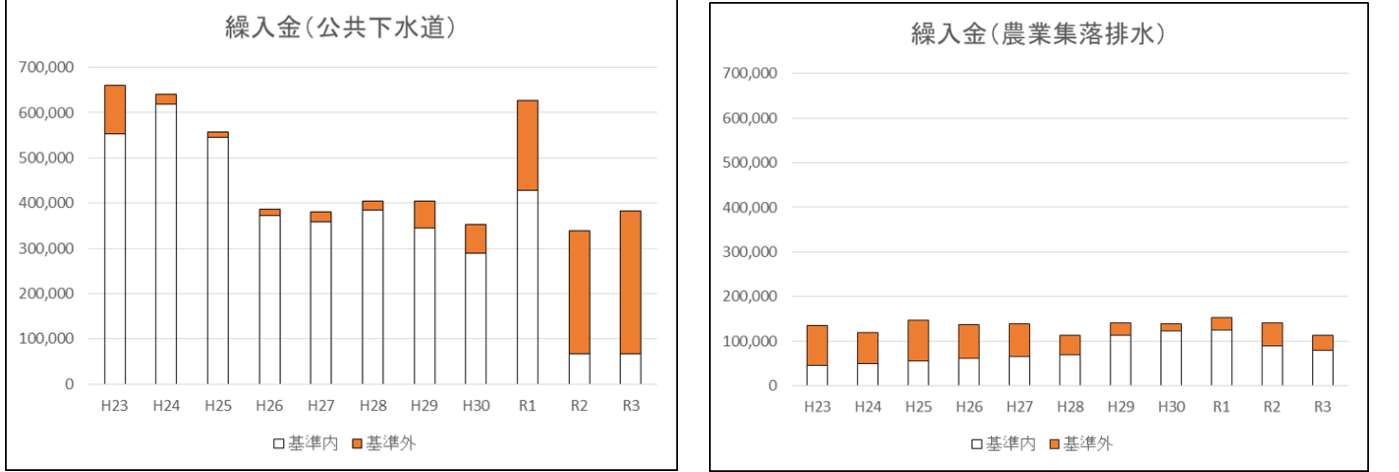
③適正な使用料金の設定

- ア. 急激な使用料金の値上げは困難なことから、今後の維持管理費の増加や施設改修費用を考慮し、中長期的な視点で段階的な改定を検討する。
- イ. 「受益者負担の原則」「独立採算制の原則」に基づき、一般会計からの繰入金の抑制を図っていく。
- ウ. 新型コロナウイルス感染拡大の影響やウクライナ情勢等により原油価格の高騰から物価が上昇し家計を直撃している。電気、ガス料金をはじめ、食料品、生活用品まで値上げされている状況。下水道使用料の値上げは、更なる家計圧迫が危惧される。

繰入金の推移（公共下水道）（千円）									
年度	一般会計繰入金			収益的			資本的		
	基準内	基準外	合計	基準内	基準外	合計	基準内	基準外	合計
H23	553,862	107,268	661,130	530,427	61,856	592,283	23,435	45,412	68,847
H24	618,814	21,186	640,000	601,219	0	601,219	17,595	21,186	38,781
H25	545,545	10,955	556,500	526,987	0	526,987	18,558	10,955	29,513
H26	373,659	12,341	386,000	354,084	0	354,084	19,575	12,341	31,916
H27	357,989	22,954	380,943	337,340	0	337,340	20,649	22,954	43,603
H28	385,179	18,821	404,000	364,776	0	364,776	20,403	18,821	39,224
H29	344,233	60,767	405,000	324,991	0	324,991	19,242	60,767	80,009
H30	289,392	62,608	352,000	271,951	0	271,951	17,441	62,608	80,049
R1	428,345	199,047	627,392	412,747	13,171	425,918	15,598	185,876	201,474
R2	67,255	272,370	339,625	52,283	152,844	205,127	14,972	119,526	134,498
R3	66,942	314,681	381,623	55,604	221,595	277,199	11,338	93,086	104,424

繰入金の推移（農業集落排水）（千円）									
年度	一般会計繰入金			収益的			資本的		
	基準内	基準外	合計	基準内	基準外	合計	基準内	基準外	合計
H23	45,013	90,458	135,471	44,429	33,150	77,579	584	57,308	57,892
H24	50,193	69,354	119,547	50,193	28,800	78,993	0	40,554	40,554
H25	55,309	91,260	146,569	55,309	30,253	85,562	0	61,007	61,007
H26	60,660	75,869	136,529	60,660	27,684	88,344	0	48,185	48,185
H27	65,001	74,716	139,717	65,001	26,155	91,156	0	48,561	48,561
H28	69,766	42,919	112,685	69,766	26,438	96,204	0	16,481	16,481
H29	114,179	27,753	141,932	114,179	27,753	141,932	0	0	0
H30	123,594	14,821	138,415	123,594	14,821	138,415	0	0	0
R1	125,382	27,966	153,348	125,382	19,406	144,788	0	8,560	8,560
R2	89,326	51,685	141,011	89,326	35,455	124,781	0	16,230	16,230
R3	78,621	35,252	113,873	78,621	35,252	113,873	0	0	0

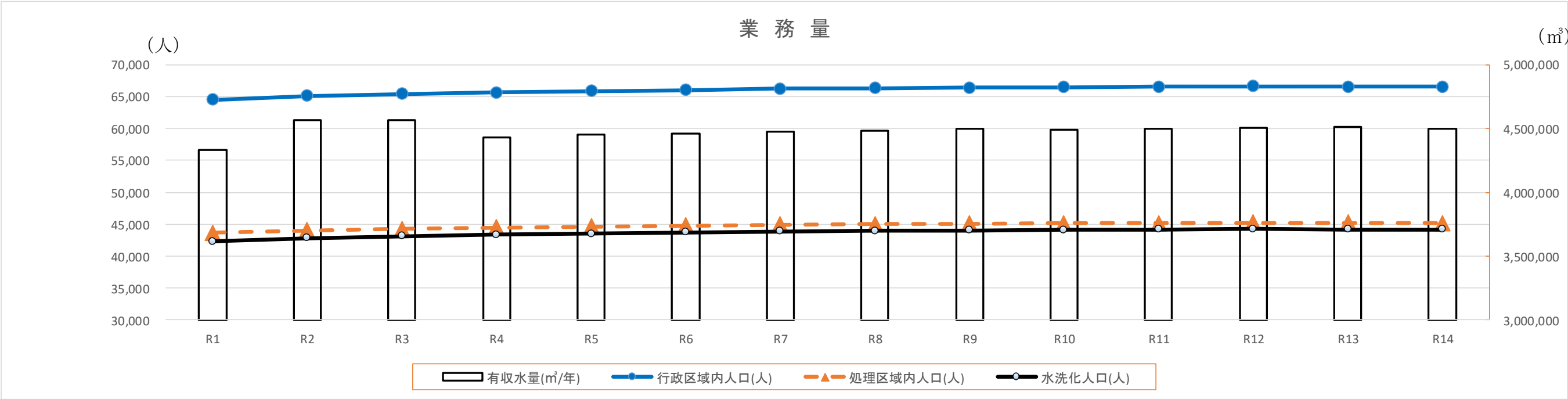
※R 2 法適用に伴う繰入金基準となり、基準内繰入金が減少したことによる。



3. 下水道使用料水準の検討

(1) 業務量の将来予測（公共下水道事業）

項目		年度		実績	実績	実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1	行政区域内人口(人)	64,519	65,075	65,415	65,617	65,819	66,021	66,223	66,292	66,361	66,430	66,499	66,569	66,534	66,498
2	処理区域内人口(人)	43,626	44,043	44,264	44,470	44,633	44,796	44,959	45,014	45,070	45,125	45,181	45,238	45,209	45,180
3	普及率(%)	67.6%	67.7%	67.7%	67.8%	67.8%	67.9%	67.9%	67.9%	67.9%	67.9%	67.9%	68.0%	67.9%	67.9%
4	水洗化人口(人)	42,323	42,822	43,116	43,330	43,519	43,708	43,897	43,961	44,026	44,090	44,155	44,220	44,188	44,154
5	水洗化率(%)	97.0%	97.2%	97.4%	97.4%	97.5%	97.6%	97.6%	97.7%	97.7%	97.7%	97.7%	97.8%	97.7%	97.7%
6	有収水量(m³/年)	4,333,665	4,561,941	4,563,873	4,426,920	4,454,886	4,458,507	4,474,300	4,479,695	4,497,378	4,490,485	4,495,879	4,501,352	4,510,941	4,495,801



ア. 算出方法

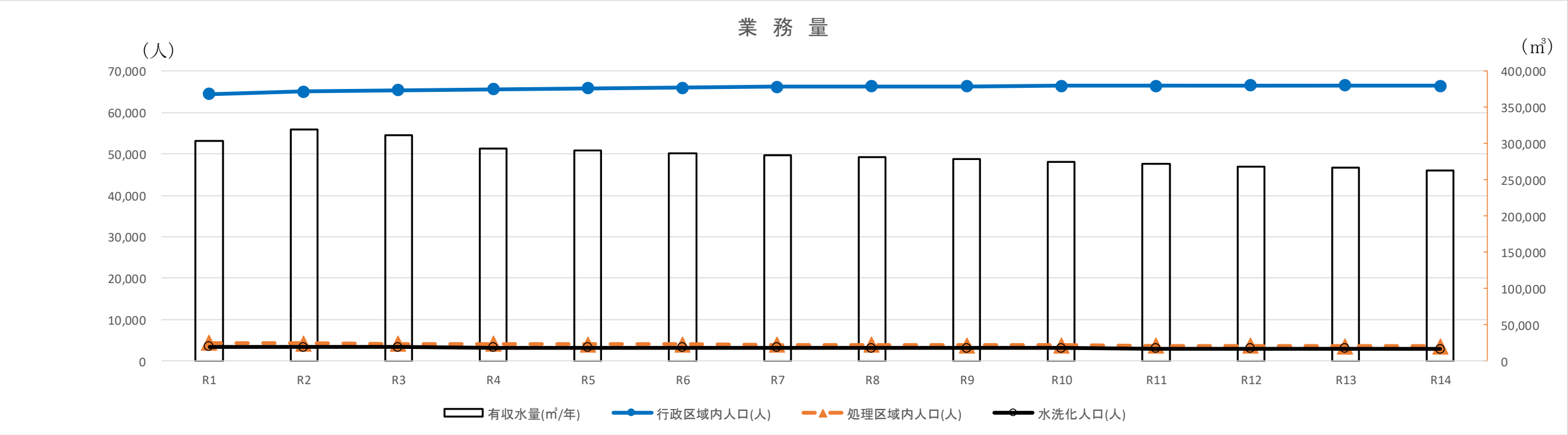
- ①行政区域内人口：袖ヶ浦市人口ビジョン人口推計【2019年度版】における行政区域内人口を基礎数値として、令和3年度における実績値+2,439人を補正した。
ピーク令和12年度66,569人
- ②処理区域内人口：過去5年間の行政区域内人口、処理区域内人口の実績値から推計。
- ③普及率：処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口
- ④水洗化人口：過去5年間の処理区域内人口、水洗化人口の実績値から推計。
- ⑤水洗化率：水洗化人口 ÷ 処理区域内人口
- ⑥有収水量：家事用、業務営業用、工場用に区分し、家事用については過去3年間の一人一日水量の最小値（229ℓ）、業務営業用（1,530m³）、工場用（676m³）については、過去3年間の一日水量の平均値から算出。

イ. 考察

行政区域内人口、処理区域内人口、普及率、水洗化人口、水洗化率は令和12年度をピークに減少傾向となる。
有収水量については、水洗化人口の増減に連動するが、R2、R3は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛により水量増加している。

(2) 業務量の将来予測（農業集落排水事業）

項目		年度		実績	実績	実績	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計	推計
		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
1	行政区域内人口(人)	64,519	65,075	65,415	65,617	65,819	66,021	66,223	66,292	66,361	66,430	66,499	66,569	66,534	66,498
2	処理区域内人口(人)	4,318	4,256	4,187	4,130	4,073	4,016	3,958	3,895	3,832	3,769	3,706	3,642	3,584	3,526
3	普及率(%)	6.6%	6.5%	6.4%	6.3%	6.2%	6.1%	6.0%	5.9%	5.8%	5.7%	5.6%	5.5%	5.4%	5.3%
4	水洗化人口(人)	3,400	3,323	3,322	3,277	3,244	3,210	3,176	3,139	3,102	3,065	3,028	2,991	2,957	2,923
5	水洗化率(%)	78.7%	78.1%	79.3%	79.3%	79.6%	79.9%	80.2%	80.6%	81.0%	81.3%	81.7%	82.1%	82.5%	82.9%
6	有収水量(m³/年)	304,255	319,674	311,062	292,620	290,610	287,012	284,158	281,059	278,722	274,861	271,762	268,613	266,488	262,907



ア. 算出方法

- ①行政区域内人口：袖ヶ浦市人口ビジョン人口推計【2019年度版】における行政区域内人口を基礎数値として、令和3年度における実績値+2, 439人を補正した。
ピーク令和12年度66,569人
- ②処理区域内人口：袖ヶ浦市人口ビジョン人口推計【2019年度版】における《参考②地区別人口推計について》平岡地区と中川・富岡地区の人口減少率を用いて現在処理区域内人口から減算。
R3～R7 △7%、R8～R12 △8% R12～△8% ※H28ピーク4,556人
- ③普及率：処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口
- ④水洗化人口：過去5年間の処理区域内人口、水洗化人口の実績値から推計。
- ⑤水洗化率：水洗化人口 ÷ 処理区域内人口
- ⑥有収水量：家事用、業務営業用、工場用に区分し、家事用については過去3年間の一人一日水量の最小値（230ℓ）、業務営業用（48m³）については、過去3年間の一日水量の平均値から算出。工場用は実績、将来なし。

イ. 考察

行政区域内人口は増加傾向となるが、処理区域内人口、普及率、水洗化人口、平成28年度をピークに減少傾向となっている。
有収水量については、水洗化人口の減に連動して減少傾向となるが、R2、R3は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛により水量増加している。

(3) 下水道使用料金（公共下水道事業）で基準外繰入金を抑制する検討

ア. 令和3年度の主な決算値

	区分	R4.3.31決算値（税抜）
A	水洗化人口	43,116人
B	有収水量	4,563,873m ³
C	下水道使用料金	637,063,980円
D	営業費用	1,178,211,297円
E	汚水処理費	688,967,000円
F	一般会計基準外繰入金（収益勘定）	221,594,636円
G	一般会計基準外繰入金（資本勘定）	93,085,841円

イ. 試算

令和3年度決算値により各条件で必要となる下水道使用料金を水洗化人口（43,116人）で除算する簡便な方法により試算。（税抜）

条 件	必要となる収益	一人当たりの 下水道使用料金	現状からの 増加額	変倍率
1. 現状	① = C 637,063,980円	⑥ = ①/A 14,776円		⑥/⑥ 1.00
2. 営業費用を全て使用料金収入で賄う場合	② = D 1,178,211,297円	⑦ = ②/A 27,327円	⑦-⑥ 12,551円	⑦/⑥ 1.85
3. 収益勘定に係る基準外繰入金を使用料金収入で賄う場合	③ = C+F 858,658,616円	⑧ = ③/A 19,915円	⑧-⑥ 5,139円	⑧/⑥ 1.35
4. 収益勘定に係る基準外繰入金を約半分（1億円）減らし使用料金収入で賄う場合	④ = C+1億 737,063,980円	⑨ = ④/A 17,095円	⑨-⑥ 2,319円	⑨/⑥ 1.16
5. 経費回収率100%となるよう使用料金収入で賄う場合	⑤ = E 688,967,000円	⑩ = ⑤/A 15,979円	⑩-⑥ 1,204円	⑩/⑥ 1.08

※本来であれば、将来10年間程度の財政収支予測から不足する下水道使用料金を算出し、基本料金及び料金区分ごとに料金単価を設定します。

※参考（現行料金）

料金区分	汚水量（m ³ ）	料金単価（税抜.円）
基本使用料	0-20	1,962
区分1	21-40	115
区分2	41-60	135
区分3	61-100	157
区分4	101-300	171
区分5	301-500	187
区分6	501以上	204



一般家庭における1ヶ月使用料金
（2ヶ月40m³使用の場合）

（税抜.円）	
0-20m ³	1,962
21-40m ³ × 20m ³	2,300
計	4,262
1ヶ月	2,131
1年	25,572

(4) 下水道使用料金（農業集落排水事業）で基準外繰入金を抑制する検討

ア. 令和3年度の主な決算値

	区分	R4.3.31決算値（税抜）
A	水洗化人口	3,322人
B	有収水量	311,062m ³
C	下水道使用料金	38,825,219円
D	営業費用	247,323,846円
E	汚水処理費	59,645,000円
F	一般会計基準外繰入金（収益勘定）	35,251,836円
G	一般会計基準外繰入金（資本勘定）	0円

イ. 試算

令和3年度決算値により各条件で必要となる下水道使用料金を水洗化人口（3, 322人）で除算する簡便な方法により試算。（税抜）

条 件	必要となる収益	一人当たりの 下水道使用料金	現状からの 増加額	変倍率
1. 現状	① = C 38,825,219円	⑥ = ①/A 11,687円		⑥/⑥ 1.00
2. 営業費用を全て使用料金収入で賄う場合	② = D 247,323,846円	⑦ = ②/A 74,450円	⑦-⑥ 62,763円	⑦/⑥ 6.37
3. 収益勘定に係る基準外繰入金を使用料金収入で賄う場合	③ = C+F 74,077,055円	⑧ = ③/A 22,299円	⑧-⑥ 10,612円	⑧/⑥ 1.91
4. 収益勘定に係る基準外繰入金を約半分（1800万円）減らし使用料金収入で賄う場合	④ = C+1800万 56,825,219円	⑨ = ④/A 17,106円	⑨-⑥ 5,418円	⑨/⑥ 1.46
5. 経費回収率100%となるよう使用料金収入で賄う場合	⑤ = E 59,645,000円	⑩ = ⑤/A 17,955円	⑩-⑥ 6,267円	⑩/⑥ 1.54

※本来であれば、将来10年間程度の財政収支予測から不足する下水道使用料金を算出し、基本料金及び料金区分ごとに料金単価を設定します。

※参考（現行料金）

これまでは、公共下水道使用者との均衡を図ることから同額としている。

料金区分	汚水量（m ³ ）	料金単価（税抜.円）	一般家庭における1ヶ月使用料金 （2ヶ月40m ³ 使用の場合） （税抜.円）	
基本使用料	0-20	1,962	0-20m ³	1,962
区分1	21-40	115	21-40m ³ × 20m ³	2,300
区分2	41-60	135	計	4,262
区分3	61-100	157	1ヶ月	2,131
区分4	101-300	171	1年	25,572
区分5	301-500	187		
区分6	501以上	204		

令和4年度第2回袖ヶ浦市公共下水道事業運営審議会会議資料

- 1 令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算(案)
 - (1) 公共下水道事業 … P1
 - ア 収益的収入及び支出
 - イ 資本的収入及び支出
 - (2) 農業集落排水事業 … P3
 - ア 収益的収入及び支出
 - イ 資本的収入及び支出

1 令和4年度袖ヶ浦市下水道事業会計補正予算(案)

(1)公共下水道事業

ア 収益的収入及び支出

(消費税及び地方消費税込 単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	説 明
1 下水道事業収益		1,468,000	12,459	1,480,459	
1 営業外収益		777,259	5,631	782,890	
	1 長期前受金戻入	493,915	5,631	499,546	受贈財産評価額1,393千円、受益者負担金157千円、一般会計補助金4,081千円
2 特別利益		0	6,828	6,828	
	1 過年度損益修正益	0	6,828	6,828	過年度の受贈財産の新規登録による増額

(消費税及び地方消費税込 単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	説 明
1 下水道事業費		1,303,000	12,520	1,315,520	
1 営業費用		1,212,207	5,691	1,217,898	
	1 管 渠 費	24,976	3	24,979	人件費(1名分)3千円
	2 処 理 場 費	336,777	477	337,254	人件費(2名分)477千円
	3 総 係 費	87,065	3,662	90,727	人件費(4名分)3,662千円
	4 減 価 償 却 費	763,389	1,549	764,938	構築物1,561千円、機械及び装置△12千円
2 特別損失		200	6,829	7,029	
	1 過年度損益修正損	200	6,829	7,029	過年度の受贈財産の新規登録による増額

イ 資本的収入及び支出

(消費税及び地方消費税込 単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	説 明
1 資 本 的 収 入		339,000	△ 22,621	316,379	
1 企 業 債		255,600	△ 22,200	233,400	
	1 企 業 債	255,600	△ 22,200	233,400	建設改良債△22,200千円
2 長 期 貸 付 金 償 還 金		895	△ 421	474	
	1 長 期 貸 付 金 償 還 金	895	△ 421	474	償還額精査による減額

(消費税及び地方消費税込 単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	説 明
1 資 本 的 支 出		789,000	278	789,278	
1 建 設 改 良 費		230,224	278	230,502	
	1 管 渠 費	115,510	278	115,788	人件費(3名分)278千円

※4条収支不足分472, 899千円は、当年度損益勘定留保資金265, 392千円、当年度利益剰余金28, 844千円、減債積立金170, 535千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額8, 128千円で補てんします。

(2) 農業集落排水事業

ア 収益的收入及び支出

(消費税及び地方消費税込 単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	説明
1 下水道事業収益		291,000	△ 5,440	285,560	
1 営業外収益		246,516	△ 5,440	241,076	
	1 長期前受金戻入	131,523	△ 5,440	126,083	一般会計補助金△5,440千円

(消費税及び地方消費税込 単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	説明
1 下水道事業費		287,000	1,599	288,599	
1 営業費用		258,073	1,599	259,672	
	1 管渠費	21,251	1,430	22,681	人件費(1名分)244千円、修繕費1,186千円
	2 処理場費	40,247	293	40,540	人件費(1名分)293千円
	3 総係費	16,222	△ 103	16,119	人件費154千円、賃借料△257千円
	4 減価償却費	180,353	△ 21	180,332	構築物△21千円

イ 資本的収入及び支出

(消費税及び地方消費税込 単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	説 明
1 資 本 的 収 入		68,000	128	68,128	
1 企 業 債		56,000	△ 300	55,700	
	1 企 業 債	56,000	△ 300	55,700	国庫補助金額確定に伴う必要起債額の増
2 国 庫 補 助 金		3,044	356	3,400	
	1 国 庫 補 助 金	3,044	356	3,400	国庫補助金額確定に伴う増
3 県 補 助 金		608	72	680	
	1 県 補 助 金	608	72	680	県補助金額確定に伴う増

(消費税及び地方消費税込 単位:千円)

款・項	目	既決予定額	補正予定額	合計	説 明
1 資 本 的 支 出		123,000	292	123,292	
1 建 設 改 良 費		11,712	292	12,004	
	1 管 渠 費	11,712	292	12,004	

※4条収支不足分55, 164千円は、当年度損益勘定留保資金54, 249千円、減債積立金230千円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額685千円で補てんします。

袖ヶ浦市下水道事業の業務状況

(令和3年度下半期)

10月1日から3月31日まで

都市建設部 下水対策課

1 事業の概況

業務の状況

公共下水道は、行政区域内人口65,415人に対して、処理区域内人口44,264人となり普及率67.7%となっています。水洗化人口は43,116人で前年末比294人増、水洗化率97.4%となっています。有収水量は2,287,009m³で前年比0.5%減（△12,565m³）、一人一日平均有収水量は291ℓで前年比1.4%減（△4ℓ）となり、水洗化人口、排水戸数とも増加しましたが、有収水量は減少しました。

農業集落排水は、行政区域内人口65,415人に対して、処理区域内人口4,187人となり普及率6.4%となっています。水洗化人口は3,322人で前年末比1人減、水洗化率79.3%となっています。有収水量は155,105m³で前年比3.7%減（△5,959m³）、一人一日平均有収水量は256ℓで前年比3.8%減（△10ℓ）となり、水洗化人口、排水戸数、有収水量において減少しています。

（公共下水道）

区 分		令和3年度下半期		令和2年度下半期		比較増減	対前年度比
1	行政区域内人口 A	65,415	人	65,075	人	340	0.5
2	処理区域内人口 B	44,264	人	44,043	人	221	0.5
3	処理区域内世帯	19,772	戸	19,481	戸	291	1.5
4	水洗化人口 C	43,116	人	42,822	人	294	0.7
5	普及率 B/A	67.7	%	67.7	%	0	—
6	水洗化率 C/B	97.4	%	97.2	%	0.2	—
7	排水戸数	19,201	戸	18,882	戸	319	1.7
8	有収水量	2,287,009	m ³	2,299,574	m ³	△ 12,565	△ 0.5
9	一日平均有収水量	12,566	m ³	12,635	m ³	△ 69	△ 0.5
10	一人一日平均有収水量	291	ℓ	295	ℓ	△ 4	△ 1.4

※1行政区域内人口～7排水戸数は3年度末数値 8有収水量～10一人一日平均有収水量は3年度下期数値

（農業集落排水）

区 分		令和3年度下半期		令和2年度下半期		比較増減	対前年度比
1	行政区域内人口 A	65,415	人	65,075	人	340	0.5
2	処理区域内人口 B	4,187	人	4,256	人	△ 69	△ 1.6
3	処理区域内世帯	1,442	戸	1,470	戸	△ 28	△ 1.9
	東部地区	497	戸	491	戸	6	1.2
	松川地区	206	戸	207	戸	△ 1	△ 0.5
	平岡地区	739	戸	740	戸	△ 1	△ 0.1
4	水洗化人口 C	3,322	人	3,323	人	△ 1	0.0
5	普及率 B/A	6.4	%	6.5	%	△ 0.1	—
6	水洗化率 C/B	79.3	%	78.1	%	1.2	—
7	排水戸数	1,172	戸	1,155	戸	17	1.5
8	有収水量	155,105	m ³	161,064	m ³	△ 5,959	△ 3.7
9	一日平均有収水量	852	m ³	885	m ³	△ 33	△ 3.7
10	一人一日平均有収水量	256	ℓ	266	ℓ	△ 10	△ 3.8

※1行政区域内人口～7排水戸数は3年度末数値 8有収水量～10一人一日平均有収水量は3年度下期数値

2 経理の状況

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(消費税及び地方消費税込 単位：円)

款・項	予算現額 (A)	下半期執行額	年間執行額 (B)	執行率 (%) (B) / (A)
下水道事業収益	1,775,359,000	1,034,832,395	1,789,778,180	100.8
営業収益	729,309,000	380,239,100	744,038,105	102.0
営業外収益	1,046,050,000	654,593,295	1,045,740,075	100.0

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位：円)

款・項	予算現額 (A)	下半期執行額	年間執行額 (B)	執行率 (%) (B) / (A)
下水道事業費用	1,646,125,000	1,143,699,166	1,601,979,019	97.3
営業費用	1,502,194,400	1,057,840,356	1,460,107,994	97.2
営業外費用	141,464,600	85,847,380	141,461,105	100.0
特別損失	466,000	11,430	409,920	88.0
予備費	2,000,000	0	0	0.0

※消費税及び地方消費税に不足が生じたため、予備費5,000,000円を充用した。

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(消費税及び地方消費税込 単位：円)

款・項	予算現額 (A)	下半期執行額	年間執行額 (B)	執行率 (%) (B) / (A)
資本的収入	451,378,000	280,693,420	362,959,331	80.4
企業債	296,100,000	244,600,000	244,600,000	82.6
他会計補助金	104,424,000	31,623,000	104,424,000	100.0
国庫補助金	45,534,000	225,000	8,215,000	18.0
負担金	4,821,000	4,045,620	5,320,731	110.4
長期貸付金償還金	499,000	199,800	399,600	80.1

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位：円)

款・項	予算現額 (A)	下半期執行額	年間執行額 (B)	執行率 (%) (B) / (A)
資本的支出	875,824,000	422,402,634	788,570,485	90.0
建設改良費	177,823,000	70,399,917	92,172,063	51.8
固定資産購入費	0	0	0	0.0
企業債償還金	696,401,000	352,002,717	696,398,422	100.0
長期貸付金	1,600,000	0	0	0.0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額425,611,154円は、当年度分地方消費税資本的収支調整額900,619円、過年度損益勘定留保資金6,431,955円、当年度損益勘定留保資金299,442,693円、減債積立金92,447,796円及び当年度分利益剰余金の処分額26,388,091円で補てんしました。

3 令和4年度の予算の概要

(1) 予算の概要

令和4年度の予算は、「袖ヶ浦市下水道事業経営戦略」に掲げる下水道事業運営基盤の強化に向け、事業の経営成績と財政状態の現状把握を行ったうえで、より健全な事業運営を行っていくことを目的として計上しました。

(2) 収益的収入及び支出

収 入

(消費税及び地方消費税込 単位：円)

款・項	令和4年度当初予算額 (A)	令和3年度当初予算額 (B)	比較増減 (A)－(B)
下水道事業収益	1,759,000	1,782,000	△ 23,000
営業収益	735,225	746,169	△ 10,944
営業外収益	1,023,775	1,035,831	△ 12,056

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位：円)

款・項	令和4年度当初予算額 (A)	令和3年度当初予算額 (B)	比較増減 (A)－(B)
下水道事業費用	1,590,000	1,673,000	△ 83,000
営業費用	1,470,280	1,531,397	△ 61,117
営業外費用	112,470	134,353	△ 21,883
特別損失	250	250	0
予備費	7,000	7,000	0

(3) 資本的収入及び支出

収 入

(消費税及び地方消費税込 単位：円)

款・項	令和4年度当初予算額 (A)	令和3年度当初予算額 (B)	比較増減 (A)－(B)
資本的収入	407,000	382,000	25,000
企業債	311,600	262,600	49,000
他会計補助金	16,339	99,339	△ 83,000
国庫補助金	72,269	17,553	54,716
県補助金	608	0	608
負担金	5,289	1,512	3,777
長期貸付金償還金	895	996	△ 101

支 出

(消費税及び地方消費税込 単位：円)

款・項	令和4年度当初予算額 (A)	令和3年度当初予算額 (B)	比較増減 (A)－(B)
資本的支出	912,000	809,000	103,000
建設改良費	241,936	109,569	132,367
固定資産購入費	5,080	40	5,040
企業債償還金	663,384	697,791	△ 34,407
長期貸付金	1,600	1,600	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額505,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,513千円、過年度分損益勘定留保資金6,090千円、当年度分損益勘定留保資金305,028千円、減債積立金133,546千円及び当年度利益剰余金処分額48,823千円で補てんします。

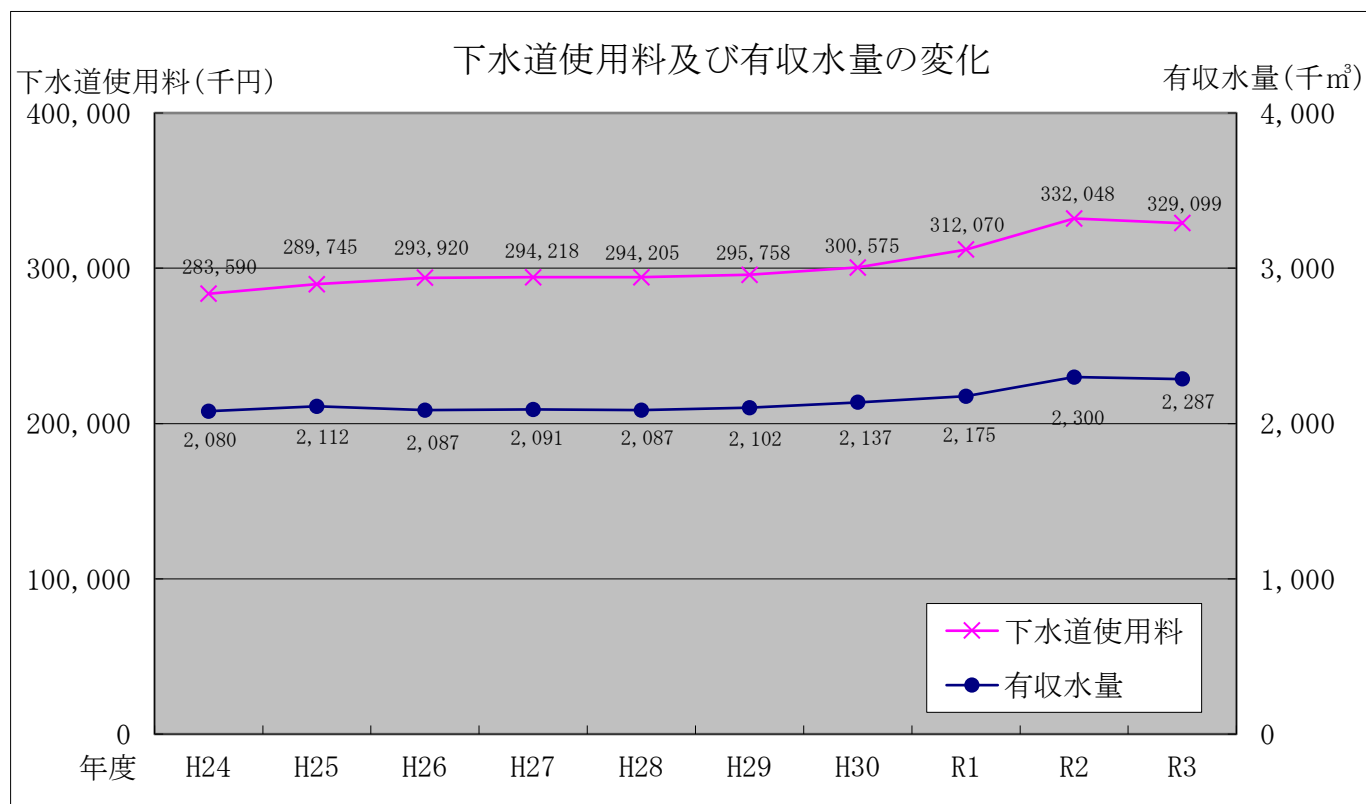
4 下水道使用料及び有収水量の推移について（下半期）

（１）公共下水道

年度	有収水量（m ³ ）	下水道使用料（円）（税込）
H24	2,079,521	283,589,783
H25	2,111,597	289,744,715
H26	2,087,044	293,919,748
H27	2,091,267	294,217,724
H28	2,087,149	294,204,753
H29	2,102,015	295,758,332
H30	2,136,608	300,574,712
R1	2,175,199	312,070,103
R2	2,299,574	332,048,267
R3	2,287,009	329,099,431

H26. 4料金改定（消費税5%⇒8%）

R1. 10料金改定（消費税8%⇒10%）



処理区域内人口及び水洗化人口ともに、令和2年度比で増加していますが、有収水量は12,565m³減少しており、それに合わせて下水道使用料も2,948,836円減少しています。

昨年度よりも新型コロナウイルス感染予防対策が緩和されたことから、在宅による使用水量が減少していますが、袖ヶ浦駅前地区の住宅の張り付きが堅調であることから、生活用水量は維持しています。一方で官公庁、事業用水量は、引き続き外出自粛やイベント中止などの影響を受けていることなどが有収水量減少の主な要因と考えられます。

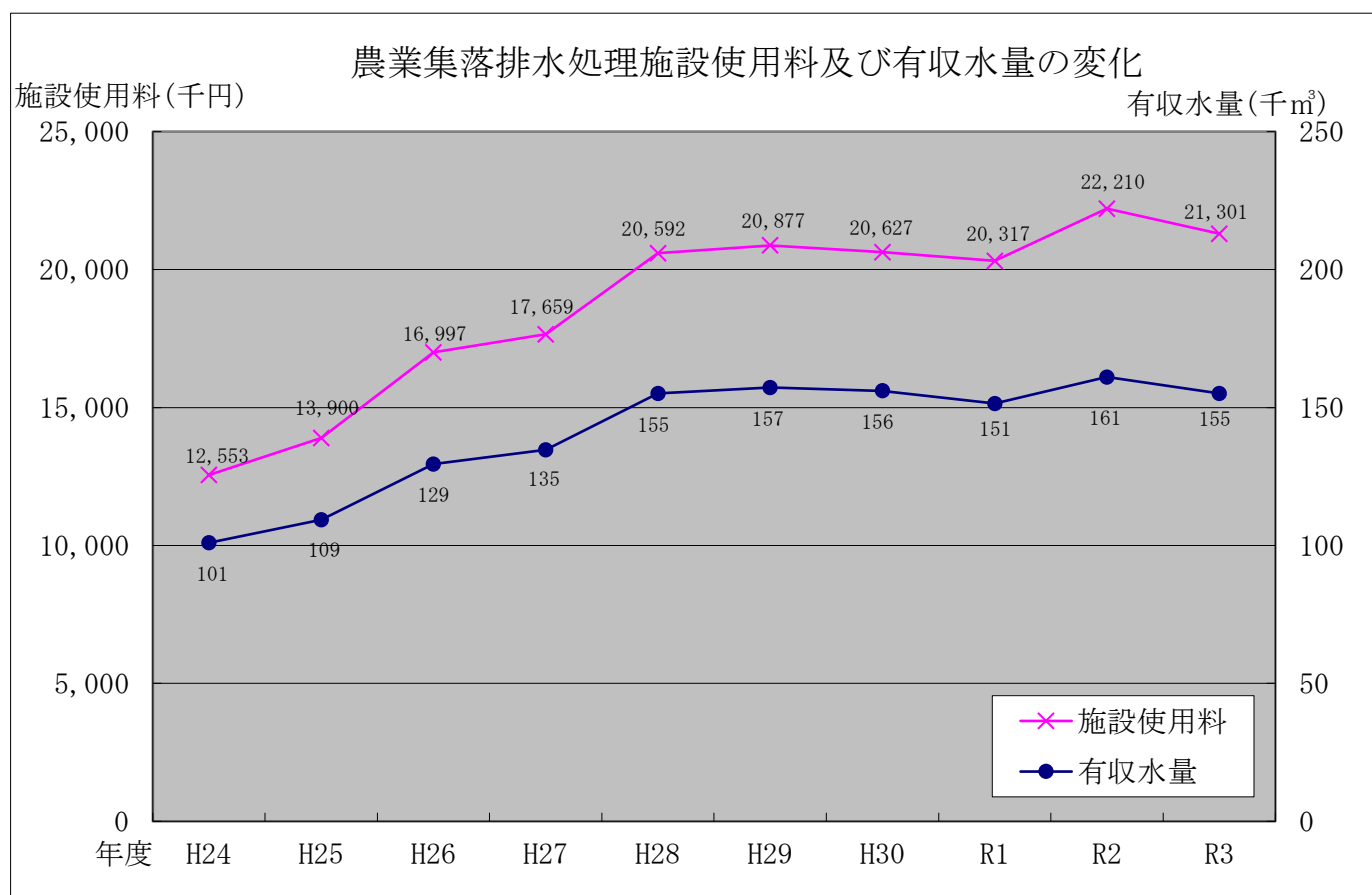
※有収水量：下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量

(2) 農業集落排水

年度	有収水量 (m ³)	農業集落排水処理施設使用料 (円) (税込)
H24	100,964	12,553,458
H25	109,313	13,899,630
H26	129,484	16,997,005
H27	134,642	17,658,859
H28	155,077	20,591,865
H29	157,215	20,876,702
H30	156,052	20,627,327
R1	151,405	20,316,874
R2	161,064	22,209,675
R3	155,105	21,300,755

H26. 4料金改定 (消費税5%⇒8%)

R1. 10料金改定 (消費税8%⇒10%)



処理区域内人口及び水洗化人口ともに、令和2年度比で減少し、有収水量も5,959m³減少しました。それに伴って施設使用料も908,920円の減となっています。

昨年度よりも新型コロナウイルス感染防止対策が緩和されたことから、在宅による使用水量が減少していることが、有収水量減少の主な要因と考えられます。

5 袖ヶ浦市下水道事業経営戦略との比較

(1) 公共下水道

区分	経営戦略 (A)	3年度実績 (B)	差引 (B) - (A)
処理区域内人口 (人)	43,380	44,264	884
水洗化人口 (人)	42,190	43,116	926
有収水量 (千 m^3)	4,403	4,564	161
下水道使用料 (千円)	631,618	656,225	24,607
1日平均有収水量 (m^3)	12,064	12,504	440

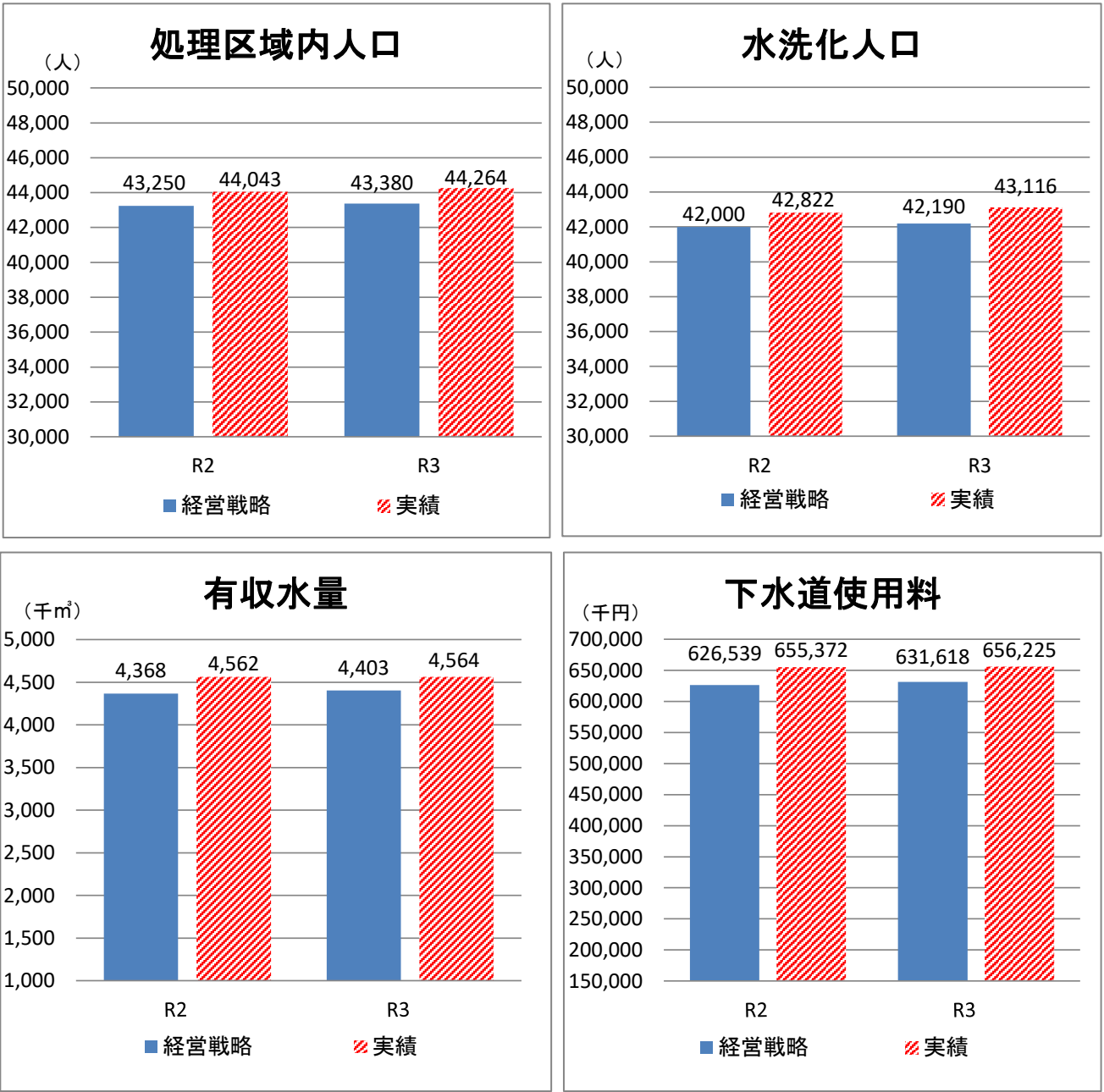
※処理区域内人口、水洗化人口は令和4年3月31日現在値

※下水道使用料は税込金額

令和2年2月に策定した袖ヶ浦市下水道事業経営戦略(計画期間：令和2年度～令和11年度)と比較した場合、処理区域内人口及び水洗化人口は計画数値を上回っています。

また、有収水量及び下水道使用料も計画数値を上回っており、人口増加に加え、上半期の新型コロナウイルス感染防止対策の影響による使用水量の増加等が要因と考えられます。

○経営戦略と実績との比較



(2) 農業集落排水

区分	経営戦略 (A)	3年度実績 (B)	差引 (B) - (A)
処理区域内人口 (人)	4,430	4,187	△ 243
水洗化人口 (人)	3,600	3,322	△ 278
有収水量 (千 m^3)	320.5	311.0	△ 9.5
農業集落排水処理施設使用料 (千円)	43,129	42,708	△ 421
1日平均有収水量 (m^3)	878	852	△ 26

※処理区域内人口、水洗化人口は令和4年3月31日現在値

※農業集落排水処理施設使用料は税込金額

令和2年2月に策定した袖ヶ浦市下水道事業経営戦略(計画期間：令和2年度～令和11年度)と比較した場合、処理区域内人口及び水洗化人口は計画数値を下回っています。

有収水量及び農業集落排水処理施設使用料も計画数値を下回っており、水洗化人口の減少が主な要因と考えられます。

○経営戦略と実績との比較

